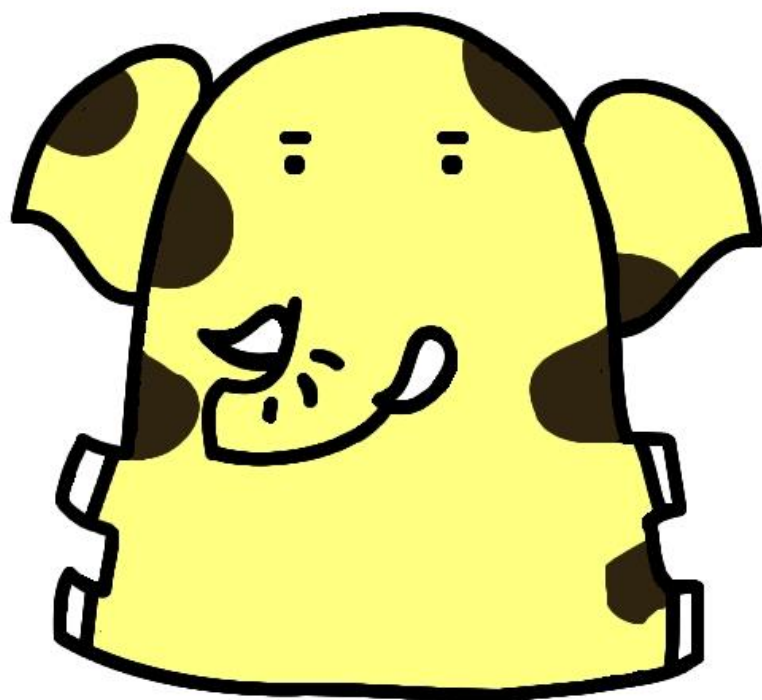


第3次新座市 一般廃棄物処理基本計画 (素案)

(令和5年度～令和14年度)



はじめに



新座市長 並木 傑

20世紀には、大量生産・大量消費・大量廃棄を謳う社会システムが、私たちに物質的な豊かさという恩恵を与えてくれましたが、その反面、天然資源の枯渇、生態系の破壊、二酸化炭素などによる地球温暖化など、多岐にわたる環境問題を引き起こしてきました。それに対し、21世紀には、従来のシステムとは異なり、環境負荷をできる限り抑えた、自然と共生しながら資源・エネルギーを有効に活用する「持続可能な循環型の社会」への転換が強く求められています。

本市では、平成15年3月に「新座市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、生活環境の保全や公衆衛生の向上に努めることで循環型社会の実現を目指し、

各施策を推進してまいりました。また、平成24年3月に策定した第2次計画では、市民・事業者・市が協働して持続可能な循環型社会を形成することで更なるごみの減量化、再資源化を推進してまいりました。

その結果、市民・事業者の皆様の御協力により、1人1日当たりのごみ排出量は計画当初と比較し、大幅に減少しました。これもひとえに市民・事業者の皆様の御協力の賜物であると厚く感謝申し上げます。

さて、近年マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題や食品ロスをはじめとする様々な環境問題が、地球規模で進行し、わが国においては、「第五次環境基本計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、対策が進められています。

このような背景のもと、本市においても前計画が令和4年度に最終年度を迎えるにあたり、ごみの減量目標等の達成状況や近年変化するごみの現状を考慮した排出量・処理量の将来予測等を踏まえ、「第3次新座市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成されており、長期的・総合的視点に立って計画的な廃棄物の処理を推進していくための基本方針となるものです。

今後も本計画に基づきまして、循環型社会を形成することで、ごみの減量化・再資源化を推進してまいりたいと考えておりますので市民・事業者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和5年3月 新座市長 並木 傑

目次

第1編 計画策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨	1
【1】目的と背景	1
【2】他の法令及び計画との関連	2
【3】計画対象区域	2
【4】計画の対象廃棄物	3
【5】計画の期間	3
第2章 新座市の概要	4
【1】新座市の特性	4
【2】人口及び世帯の推移	5
【3】産業の動向	6
【4】市民・事業者の環境に関する意識調査	7

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・リサイクルの現状	11
【1】ごみ処理の流れ	11
【2】分別収集体制	12
【3】中間処理施設	16
【4】最終処分	17
第2章 ごみ・リサイクル資源の排出量・処分量等の推移	18
【1】ごみ排出量の推移	18
【2】ごみ処理経費の状況	23
【3】可燃ごみの組成	23
【4】類似団体との比較	24
第3章 ごみ排出量の将来予測及び今後の課題	25
【1】将来のごみ処理人口	25
【2】ごみ排出量の予測	26
【3】ごみ処理に関する課題	29

目次

第4章	ごみ処理基本計画	32
【1】	基本理念	32
【2】	基本方針	32
【3】	ごみ減量化目標	33
【4】	ごみ減量化・再資源化の推進計画	35
【5】	市民・事業者・市の協力体制に関する目標	41
【6】	収集・運搬計画	47
【7】	中間処理計画	48
【8】	最終処分計画	49
第3編	生活排水処理基本計画	
第1章	生活排水処理	50
【1】	生活排水に係る理念・目標	50
【2】	生活排水処理施設整備の基本方針	50
第2章	生活排水の処理状況	51
【1】	生活排水の処理主体	51
【2】	全般的な状況	51
【3】	処理形態別人口	53
第3章	生活排水処理基本計画	54
【1】	生活排水を処理する区域及び人口	54
【2】	施設整備計画	54
【3】	処理の目標	55
第4章	くみ取り尿及び浄化槽汚泥の現状	56
【1】	くみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理人口・処理量	56
【2】	くみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量	57
【3】	収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画	57
第5章	住民に対する広報・啓発活動	58
用語解説		59

第1編 計画策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨

【1】 目的と背景

1 計画策定の目的

第3次新座市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市における今後の一般廃棄物処理の長期的・総合的な計画を定めるものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 計画策定の背景

本市は、平成15年3月に「新座市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後、平成24年3月に、基本理念「市民・事業者・市が協働し、全国一ごみの少ないまちを目指す」ことを掲げ、令和3年度までの10年間を計画期間とする「第2次新座市一般廃棄物処理基本計画」(以下「第2次計画」という)を策定しました。

これにより、新座市とリネットジャパン株式会社との連携と協力に関する協定により、使用済小型電子機器の宅配回収の実施、ごみ分別アプリの配信、フードドライブの実施などの取組を行ったほか、市民、事業者との協働により、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に取り組んできました。

その結果、第2次計画において、ごみ減量化の本市の計画目標として定めた3つの数値目標のうち、「市民1人1日当たりのごみ排出量(総計)」、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を達成することができましたが、「事業系ごみ排出量」については、未達成となっています。

一方、本市の現在の人口は、第2次計画の目標年次である令和3年度の推計人口に対し、約1,000人上回っていることや、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務等の増加など、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。

このように社会状況が変化する中で、循環型社会を実現するためには、ごみ処理に関する情報を発信し、その現状と課題を明らかにしていくことが大切です。また、一人ひとりが生活のあり方を見直し、課題に取り組み、広く継続的な活動につなげていくことが重要です。

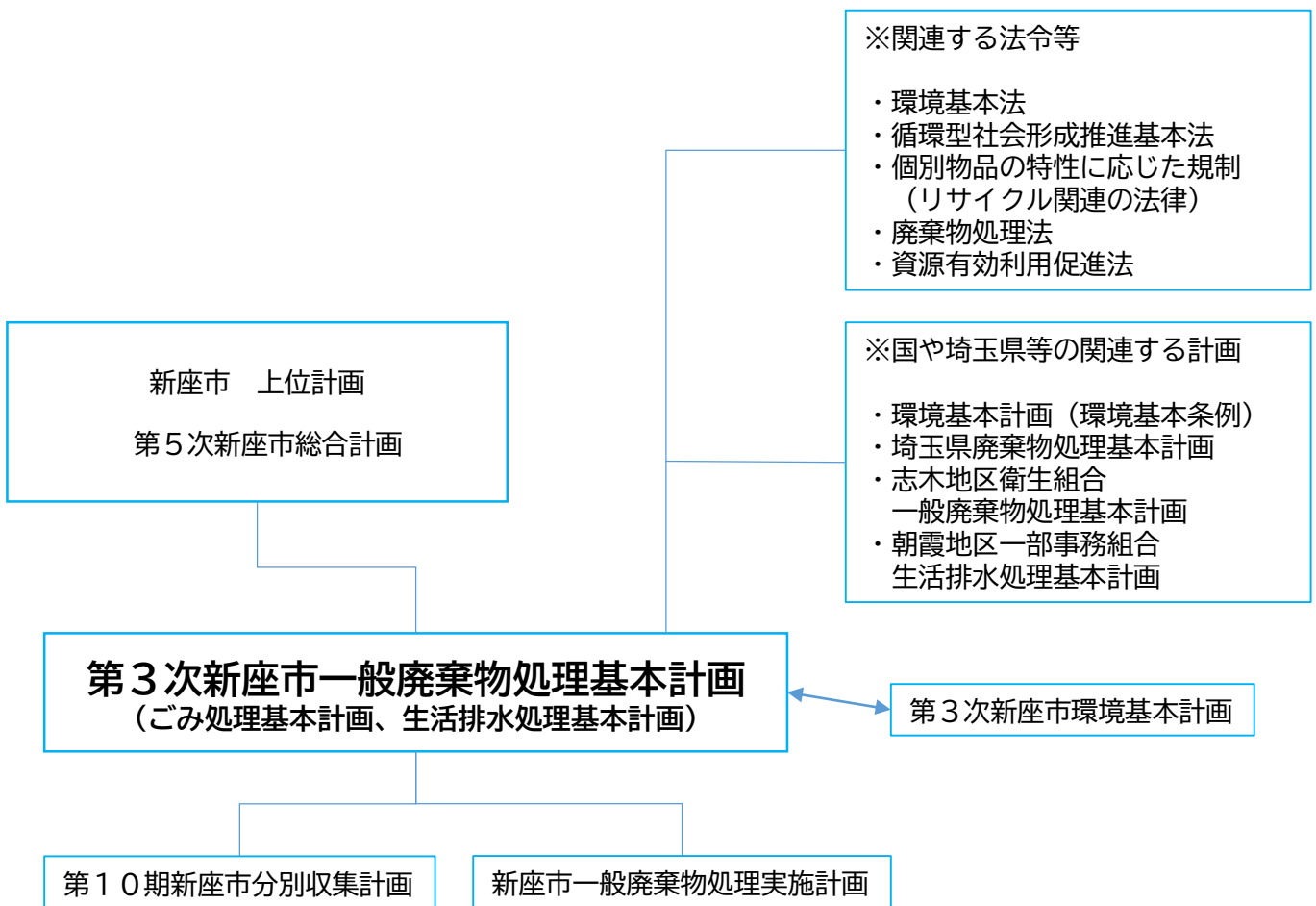
そこで、第2次計画の評価や将来予測に基づく課題を踏まえ、本計画を策定しました。

【2】 他の法令及び計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である第5次新座市総合計画を踏まえて、今後の循環型社会の実現に向けた廃棄物行政の方向性について示すもので、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となるものです。

本計画を作成するに当たり、第3次新座市環境基本計画のほか、国や埼玉県等の計画と整合性を図りました。

なお、本計画の実施のために必要な事業については、毎年度策定する新座市一般廃棄物処理実施計画において定めることとします。

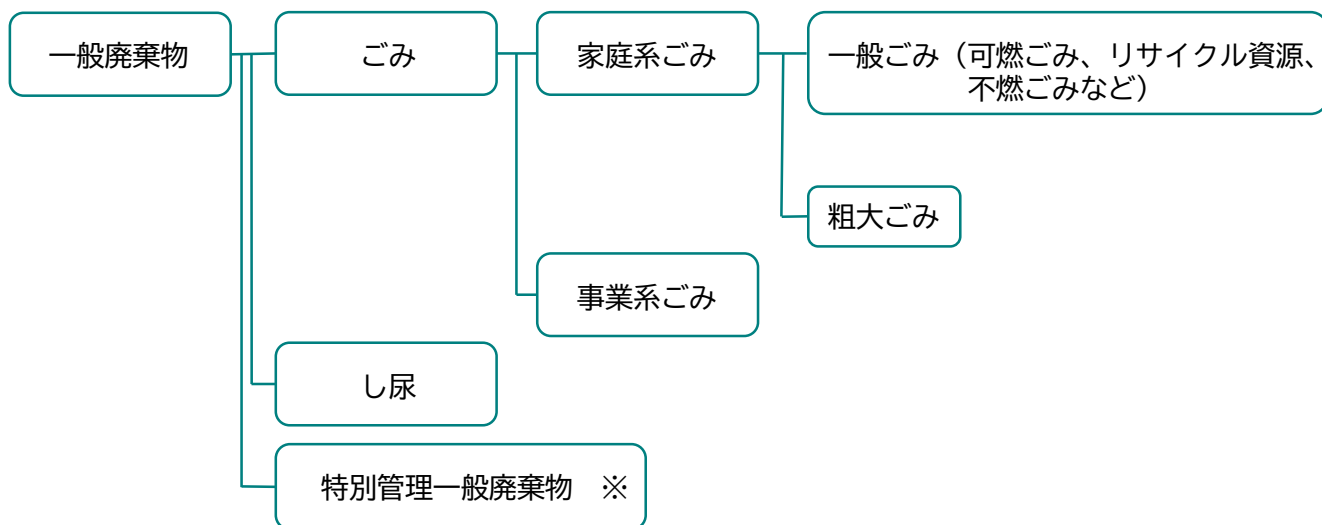


【3】 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

【4】 計画の対象廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、次のとおりです。



※ 特別管理一般廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する一般廃棄物をいう。

【5】 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度、令和14年度を目標年度とする10年間を計画期間とし、一般廃棄物処理の基本方針について策定するもので、社会情勢や計画の進捗状況により見直しを行います。

第2章 新座市の概要

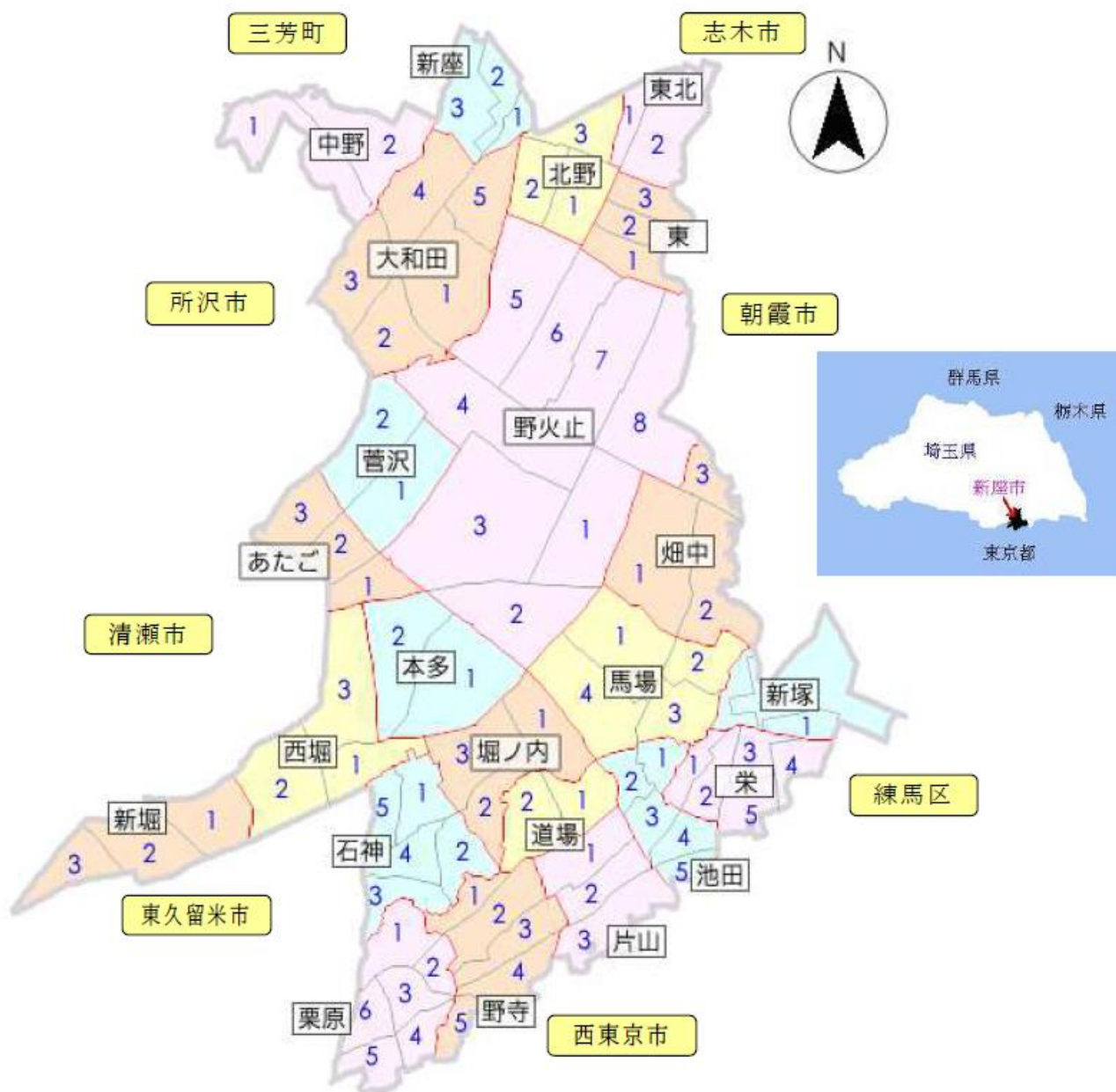
【1】 新座市の特性

新座市は、埼玉県の最南端に在り、東京都心から約25km圏に位置し、東西約7km、南北約8km、総面積22.8km²を有しています。

市の北部には柳瀬川、南部には黒目川に沿った低地があり、その両河川に挟まれた中央部は野火止台地と呼ばれる高台となっています。

鉄道網は、JR武蔵野線が市の中央を東西に、東武東上線が北端を、また、西武池袋線が南端をそれぞれ通っており、県央や都心へも交通至便の地にあります。

そのため、高度経済成長期に、北の東武東上線志木駅や南の西武池袋線ひばりヶ丘駅、東久留米駅、清瀬駅などを中心に、首都近郊のベッドタウンとして、急速な宅地化が進みました。これにより、市街地が南北及び周辺部から形成されることとなり、逆に市中央部に農地や自然が多く残るといった特徴的な都市構造となっています。

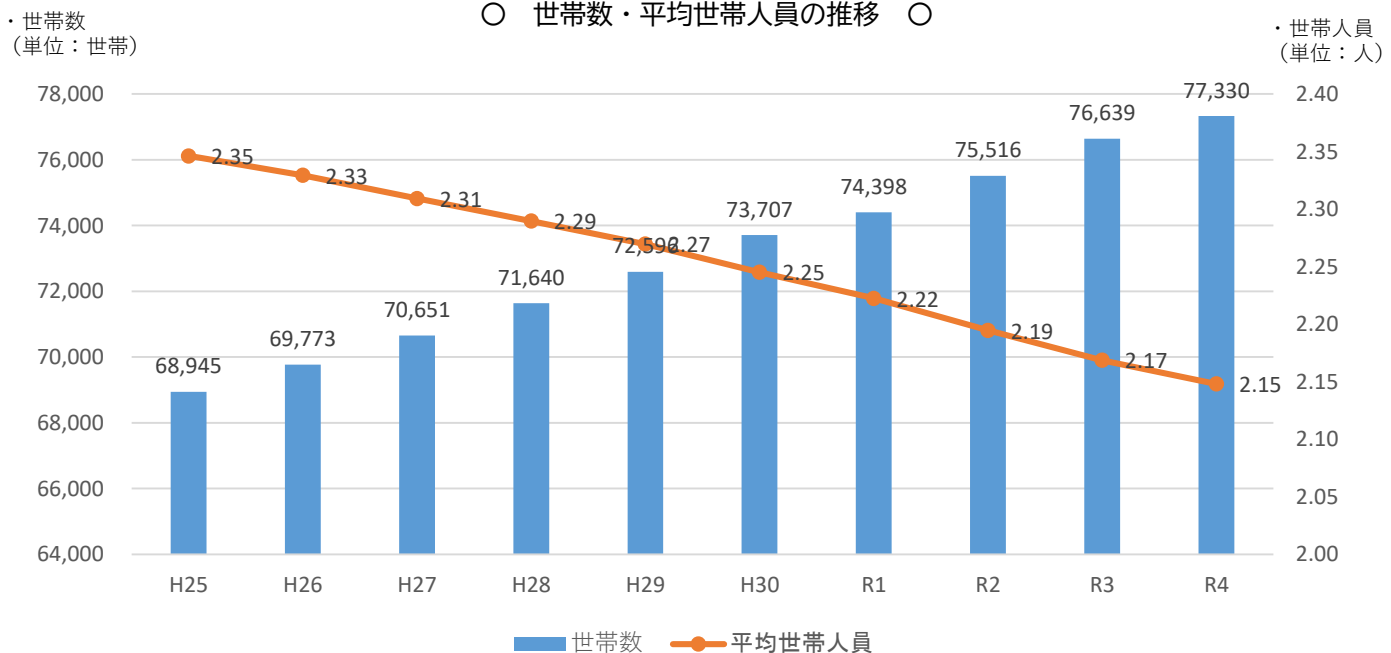
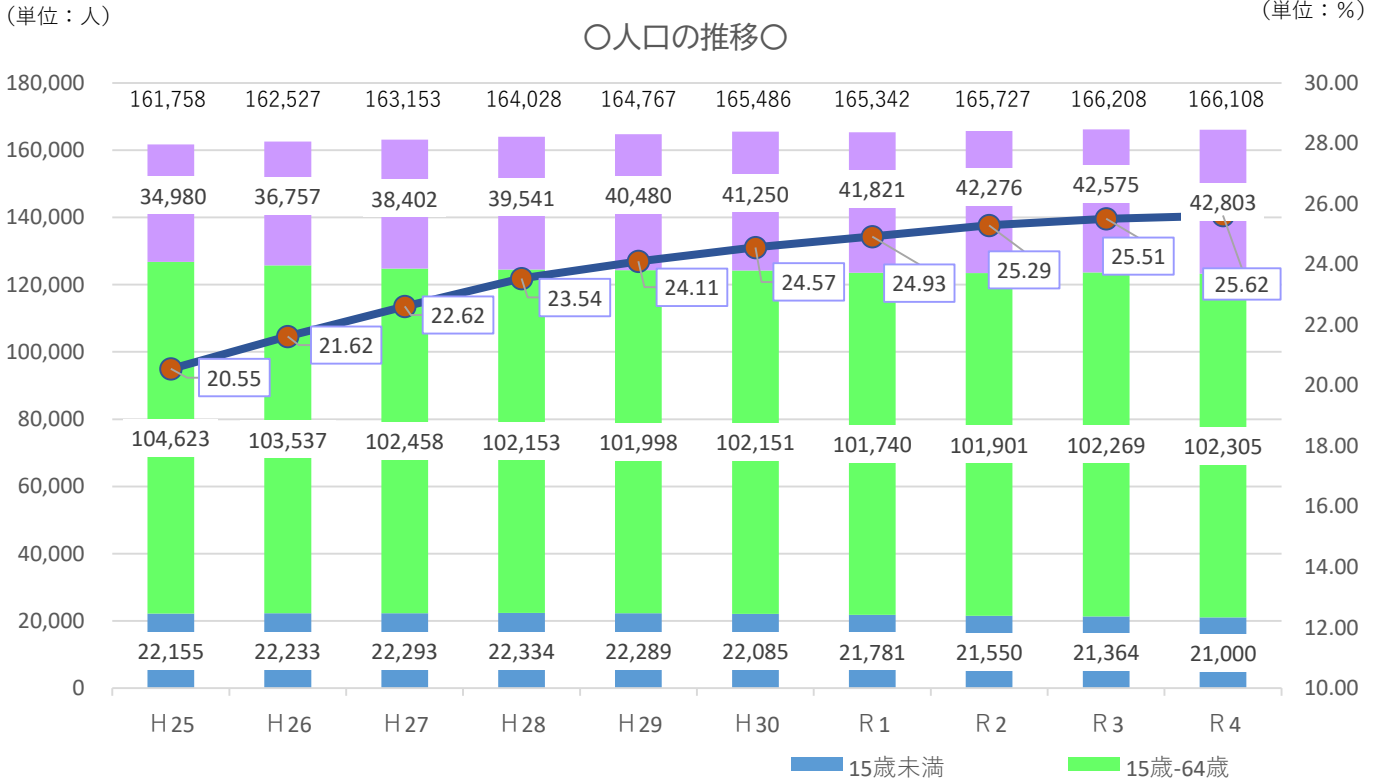


【2】 人口及び世帯の推移

新座市の人口は、令和4年1月1日現在166,108人です。

過去10年間の推移から内訳を確認すると、全国的な傾向と同様に少子高齢化の傾向が続いており、過去10年間で15歳未満（年少人口）は減少、15～64歳（生産人口）は10万2千人前後を推移、65歳以上（老年人口）は増加しています。そのため65歳以上の人口割合が約20%から25%へ増加しました。

また、世帯数は76,639世帯、一世帯人員は約2.17人です。過去の推移から世帯数は増加していますが、一世帯人員は減少しています。



【3】 産業の動向

新座市の事業所数及び従業員数は、平成28年では4,741か所、従業員数は49,715人です。過去4回の調査結果の平均値は事業所が4,944か所、従業員数は50,930人です。

産業別では、事業所数では卸売業・小売業が最も多く1,009か所、次いで建設業793か所となります。

また従業員数では、卸売業・小売業が9,442人と最も多く、次いで製造業7,185人となります。

○産業別事業所数及び従業員数

年度	事務所数 (単位：箇所数)				従業員数 (単位：人)			
	H21	H24	H26	H28	H21	H24	H26	H28
合計	5,206	4,860	4,967	4,741	51,475	50,322	52,206	49,715
第1次産業 事業所数	6	6	6	6	38	30	39	40
第2次産業 事業所数	1,579	1,420	1,404	1,304	15,061	14,171	13,032	11,460
第3次産業 事業所数	3,621	3,434	3,557	3,431	36,376	36,121	39,135	38,215

年度	H21	H24	H26	H28	H21	H24	H26	H28
農業、林業	6	6	6	6	38	30	39	40
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	936	842	847	793	5,401	4,506	4,683	4,275
製造業	643	578	557	511	9,660	9,665	8,349	7,185
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	—	—	—	—
情報通信業	50	40	52	38	421	289	372	292
運輸業、郵便業	192	191	186	195	8,298	6,951	7,163	7,162
卸売業、小売業	1,144	1,068	1,057	1,009	9,803	10,352	10,348	9,442
金融業、保険業	49	49	49	43	588	627	703	665
不動産業、物品賃貸業	353	344	342	314	1,284	1,372	1,389	1,084
学術研究、専門・技術サービス業	137	117	130	132	483	486	561	1,426
宿泊業、飲食サービス業	569	515	539	515	5,007	4,940	5,281	4,790
生活関連サービス業、娯楽業	429	410	418	405	2,702	2,282	2,448	2,276
教育、学習支援業	161	161	166	164	1,602	2,459	2,523	2,470
医療、福祉	273	299	372	383	3,727	4,119	5,852	6,106
複合サービス業	20	12	18	16	236	151	423	438
サービス業(他に分類されないもの)	243	228	228	217	2,225	2,093	2,072	2,064

資料：総務省統計局「経済センサス - 基礎調査結果」「経済センサス - 活動調査結果」

注) 平成21年及び平成26年については、経済センサス - 基礎調査結果の数値、
平成24年及び平成28年については、経済センサス・活動調査結果の数値である。

【4】 市民・事業者の環境に関する意識調査

新座市では、環境に関する意識を把握するため、令和3年3月に本市に在住する市民及び市内事業者に、環境に関するアンケートを実施しました。

そのうち、廃棄物に関する質問が3項目あり、結果は8ページから10ページのとおりです。

○ 廃棄物に関するアンケート項目

- 1 家庭ごみ収集体制について：8ページ
- 2 家庭ごみの戸別収集について：9ページ
- 3 家庭ごみの有料化について：10ページ

○ 調査対象及び方法

	市民	事業者				
調査対象	市内に在住する 満18歳以上の男女（1,000人）	市内の事業者（100社）				
実施方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法及びWeb調査					
調査期間	令和3年3月14日（月）～3月27日（日）					
回収率	郵送	Web	合計	郵送	Web	合計
	28.9%	6.9%	35.8%	37.0%	3.0%	40.0%
	289人	69人	358人	37社	3社	40社

※出典：新座市環境基本計画



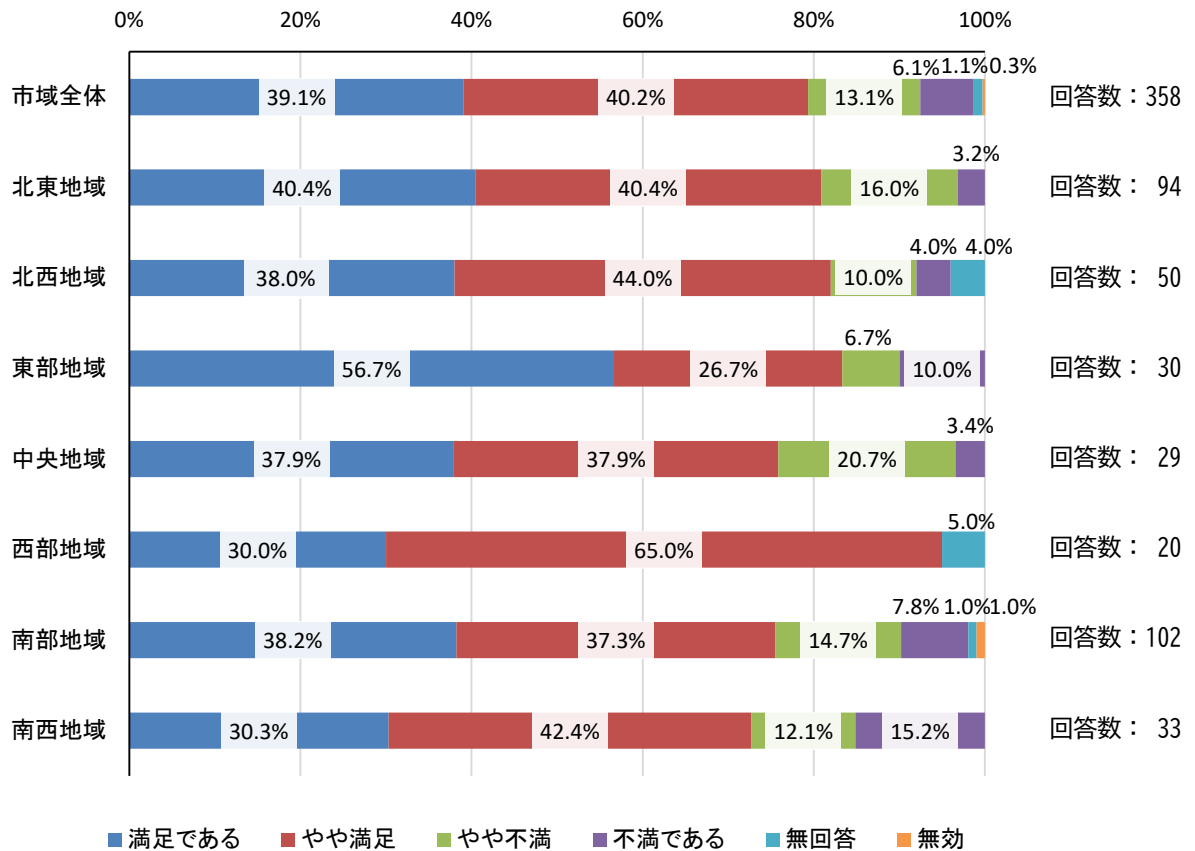
北東地域	東北一丁目・二丁目
	北野一丁目～三丁目
	東一丁目～三丁目
	野火止五丁目～八丁目
	畑中三丁目
北西地域	新座一丁目～三丁目
	中野一丁目・二丁目
	大和田一丁目～五丁目
中央地域	畑中一丁目・二丁目
	馬場一丁目～四丁目
	野火止一丁目・二丁目
西部地域	野火止三丁目
	野火止四丁目
	菅沢一丁目・二丁目
	あたご一丁目～三丁目

東部地域	新塚一丁目・新塚
	栄一丁目～五丁目
	池田一丁目～五丁目
南西地域	本多一丁目・二丁目
	西堀一丁目～三丁目
南部地域	新堀一丁目～三丁目
	堀ノ内一丁目～三丁目
	道場一丁目・二丁目
	片山一丁目～三丁目
	石神一丁目～五丁目
	野寺一丁目～五丁目
	栗原一丁目～六丁目

1 家庭ごみ収集体制について

新座市が行う環境行政施策についてお伺いします。現在の家庭ごみ収集体制をどう感じていますか。あてはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

家庭ごみ収集体制の満足度



家庭ごみの収集体制の満足度は、「満足である」の割合が東部地域において56.7%と最も高く、「やや満足」までを含めると最も高い地域は西部地域で95.0%でした。

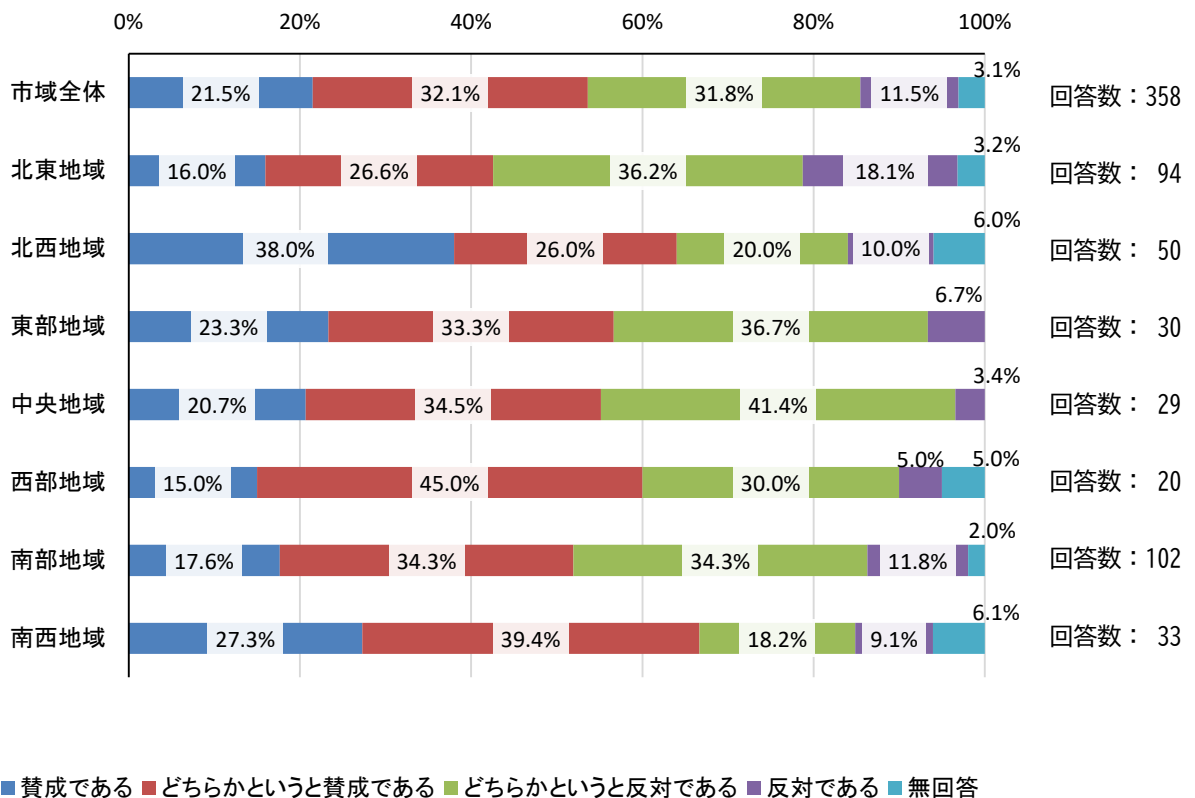
一方で、「やや不満」および「不満」の合計は南西地域が最も高く27.3%、次いで中央地域で24.1%、南部地域で22.5%でした。

※出典：新座市環境基本計画

2 家庭ごみの戸別収集について

新座市が行う環境行政施策についてお伺いします。家庭ごみの「戸別収集」についてどのようにお考えですか。あてはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

家庭ごみの個別回収について

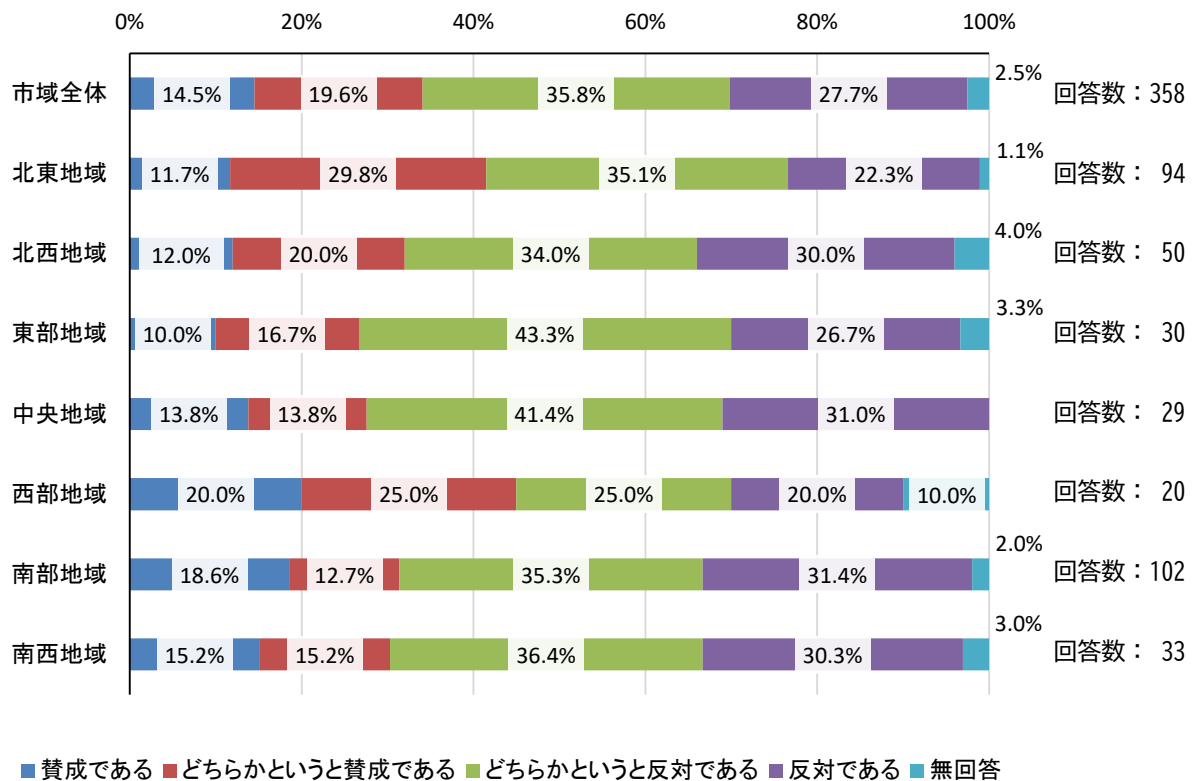


家庭ごみの戸別収集について、「賛成である」は北西地域において最も高く、「どちらかという賛成である」と合わせた割合はほぼ全地域で半数を超えています。一方で、北東地域では「どちらかという反対である」および「反対である」の合計が54.1%を占めており、また、「反対である」の割合も最も高く18.1%でした。

3 家庭ごみの有料化について

新座市が行う環境行政施策についてお伺いします。家庭ごみの発生・排出抑制及びごみ処理費用の負担の公平性の観点から「家庭ごみの有料化」が効果的であるといわれていますが、市民の皆様の理解と協力が必要となります。この家庭から出るごみの有料化についてどのようにお考えですか。あてはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

家庭ごみの有料化について



家庭ごみの有料化について、「賛成である」は西部地域において最も高く、「どちらかという賛成である」と合わせて45%でした。

一方で、「どちらかという反対である」および「反対である」の合計は、北西地域、東部地域、中央地域、南部地域、南西地域において60%以上であり、いずれの地域でも「賛成である」および「どちらかという賛成である」の合計を上回る又は同値（西部地域）となりました。

※出典：新座市環境基本計画

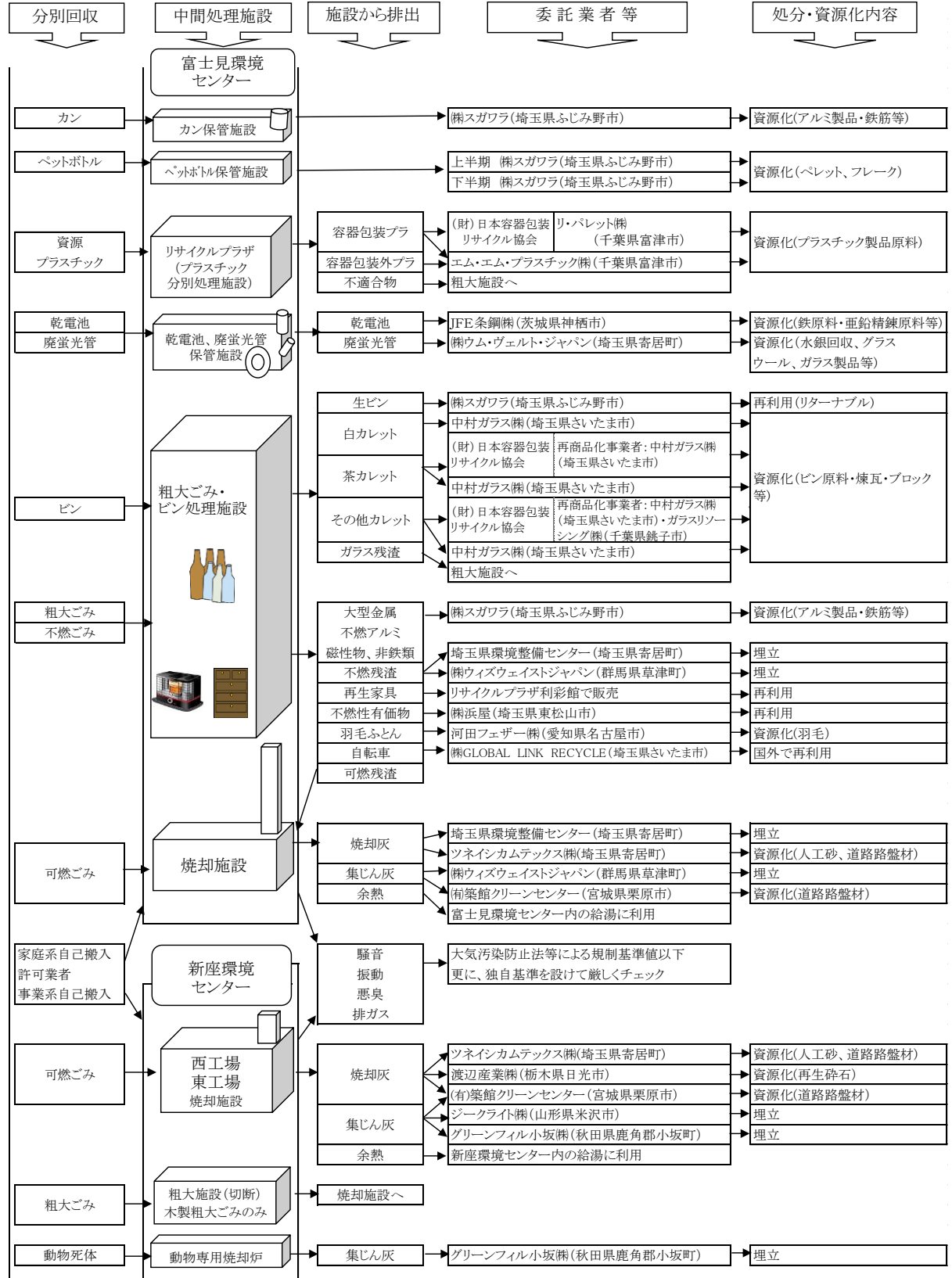
第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・リサイクルの現状

【1】 ごみ処理の流れ

本市におけるごみの分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分及び資源化は、下図のとおり行っています。

1 ごみ処理フロー



※上記票は、令和3年度のものであり、委託業者が変更になる可能性があります。

【2】 分別収集体制

本市におけるごみは、一般家庭の日常生活に伴って発生する「家庭系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」の2分類に大別され、集積所に出せるごみは「家庭系ごみ」のみとなっています。

1 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、下図の新座市のごみ・リサイクル資源の分別方法に示すとおり、5種15分別による分別収集を行っており、可燃ごみ（生ごみ等）は週2回、リサイクル資源（カン・ビン・ペットボトル・資源プラスチック・新聞・雑誌・段ボール・紙パック・布類）は週1回、不燃ごみ・有害ごみ（乾電池・使い捨てライター・蛍光灯など）は2週に1回集積所から収集を行っており、粗大ごみは窓口、電話又は電子申請による予約制にて戸別収集を行っています。

また、集積所の収集のほかに、小型充電式電池、廃食用油、インクカートリッジの拠点回収を公共施設等で行っています。

さらに、引越など一時的に多量のごみが排出される場合には、通常の収集が困難なため、志木市、新座市及び富士見市で構成する志木地区衛生組合が管理する環境センター（富士見環境センター・新座環境センター）に自ら持ち込むことができます。（この場合の分別方法は集積所へ排出する際の分別方法と同じです。）

○新座市のごみ・リサイクル資源の分別方法

種別	分別	主なもの	出し方	収集回数
可燃ごみ		家庭の生ごみ・ゴム、革製品 発泡スチロール・木片 など	透明又は白色半透明の袋に入れて出す	週2回
リサイクル資源	カン	飲料用・缶詰 など	水色のかごに入れて出す	週1回
	ビン	ドリンク剤・ビール瓶・化粧品の瓶・スプレー缶 など	黄色のかごに入れて出す	
	ペットボトル	飲料・醤油・めんつゆ など	青色のネットに入れて出す	
	資源プラスチック	ビニール袋・卵パック・プリンのカップ・洗面器 など	緑色のネットに入れて出す	
	新聞	新聞・折込チラシ のみ	区分ごとにひもで縛って出す	
	雑誌	雑誌・書籍・紙袋・ノート など		
	段ボール	段ボール のみ		
	紙パック	飲料用紙パック のみ		
布類	布類・毛布・タオル・シーツ	透明の袋に入れて出す		
不燃ごみ		せともの・ガラス・金物・ビデオテープ	かご等に入れて出す。 (カン、ビンの容器併用可)	2週1回
有害ごみ	乾電池	乾電池 のみ	赤色の容器に入れて出す	
	使い捨てライター	使い捨てライター	灰色の容器に入れて出す	
	蛍光灯など	蛍光灯・水銀体温計	購入時のケース等に入れて出す	
粗大ごみ	一斗缶（24×24×35cm）以上のもの	タンス・机・自転車・ソファ・電子レンジ など	自宅前または集積所に出す	随時 (予約制)

2 事業系ごみ

事業系ごみは、家庭用の集積所には出せないこととなっており、本市では、事業者自らが環境センター（富士見環境センター・新座環境センター）へ直接搬入する方法と収集・運搬許可業者が収集して搬入する方法があります。

分別排出の種類については、家庭ごみの5種15分別から、リサイクル資源のうちの資源プラスチック、有害ごみ及び粗大ごみを除いた3種10分別となっています。

なお、事業者の責務としては、廃棄物処理法第3条の規定により次のとおり定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

3 その他の一般廃棄物

(1) 在宅医療廃棄物

在宅医療の多様化とともに、家庭からも点滴バック、注射器等の在宅医療廃棄物が排出されるようになり、注射針のような感染のおそれがあるものについては特に配慮が必要です。

本市では、注射針など鋭利なものや感染性を有する医療廃棄物、使い残して不要となった医薬品類は、危険を回避するため医療機関（薬局）等へ返却すること、通常感染性を有さないと考えられる薬剤のビニールパック類も含めたその他の医療系廃棄物は、可燃ごみとして排出することをお願いしています。

なお、今後更なる在宅医療の進展が予測されることから、志木地区衛生組合と処理・処分方法について調整を図り、医師会、薬剤師会等の関係団体に適正な処理についての協力を求めていくこととします。

(2) 特定家庭用機器

平成13年4月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されたことに伴い、対象となる家電4品目（①「エアコン」、②「ブラウン管テレビ・プラズマテレビ・液晶テレビ」、③「冷蔵庫・冷凍庫」、④「洗濯機・衣類乾燥機」）については、製造業者等にリサイクルすることが義務付けられたため、市では回収を行っていません。対象となる家電製品の処理方法には、小売業者に引取りを依頼する方法、製造業者等の指定引取場所に直接搬入する方法及び収集・運搬許可業者に収集を依頼する方法があります。

(3) 家庭用パソコン（デスクトップ本体・ノートブックパソコン・ブラウン管式ディスプレイ・液晶式ディスプレイ・ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン・液晶式ディスプレイ一体型パソコン）

平成15年10月1日から資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、家庭用パソコンはパソコンメーカー等による自主回収・リサイクルが義務付けられたため、市では回収を行っていません。

回収された家庭用パソコンは、部品や材料を可能な限り再資源化をすることにより廃棄物の削減と資源の有効利用を目指しています。

(4) 処理困難物

本市では処理できないごみとして自動車部品、バイクの部品、タイヤ、バッテリー、石などを処理困難物に指定しており、これらの処理については、市が許可をしている廃棄物処理業者又は民間の販売店若しくは専門業者へ依頼するよう案内しています。

(5) 公共施設拠点回収の推進

市役所、公民館等の公共施設に回収箱を設置し、次の品目について拠点回収を行っています。

○ 小型充電式電池

平成13年4月から施行された資源有効利用促進法により、小型充電式電池の回収・リサイクルがメーカーに義務付けられました。このため、本市では平成13年11月から再生・再資源化をするため、拠点回収を開始しています。

○ インクカートリッジ

これまで不燃ごみとして排出されてきた使用済みインクカートリッジには、僅かですが希少金属であるレアメタルが含まれていること及びプリンターメーカーが、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と称しリサイクルシステムを構築していることから、本市ではプリンターメーカー4社との協定により、平成23年4月から拠点回収を開始しています。

○ 廃食用油

家庭から排出される廃食用油は、台所の流しに捨ててしまうと排水管や下水道を詰まらせる原因となり、また、紙などに染み込ませて可燃ごみとする処理方法では、リサイクルすることができません。こうしたことから、平成6年5月から拠点回収を開始しました。

回収された廃食用油は、肥料・飼料の原料に使われています。

【3】 中間処理施設

1 中間処理施設の現況（志木地区衛生組合の概要・施設）

市内から排出されるごみの処理は、志木市・新座市・富士見市の3市によって構成される志木地区衛生組合の処理施設で処理を行っています。志木地区衛生組合とその施設の概要については、次のとおりとなっており、資源化に関連する施設は、富士見環境センターに集約されています。

(1) 志木地区衛生組合の概要

構成市：志木市、新座市、富士見市

設立年月日：昭和39年6月1日

設立目的：ごみ等に関する事業

処理面積：51.60km²

（志木市9.05km²、新座市22.78km²、富士見市19.77km²）

処理人口：354,932人（令和4年4月1日現在）

（志木市76,374人・新座市165,741人・富士見市112,817人）

所在地：事務局 富士見環境センター 埼玉県富士見市大字勝瀬480番地

（敷地面積 20,841.75m²）

新座環境センター 新座市大和田三丁目9番1号

（敷地面積 10,940.02m²）

(2) 志木地区衛生組合の施設

【富士見環境センター】

（敷地面積20,841.75m²、建築延面積14,879.76m²）

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	180t/24h（90t×2基）
焼却灰含有重金属処理施設	15t/24h
集塵灰含有重金属処理施設	3.6t/24h
粗大ごみ・ビン処理施設	
粗大・不燃ごみ系列	25t×5h
ビン系列	13t×5h
リサイクルプラザ	
資源プラスチック分別処理施設	26t×5h

【新座環境センター】

（敷地面積10,940.02m²）

【東工場（建築延面積3,245.10m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90t/24h
集塵灰含有金属処理施設	8.4t/24h
粗大ごみ切断処理施設	5.0t/5h

【西工場（建築延面積2,527.09m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90t/24h
集塵灰含有重金属処理施設	3.4t/24h

【4】 最終処分

志木地区衛生組合及び構成市では、地域内で最終処分場を確保することができないため、処理された後の焼却灰や集じん灰、不燃残渣等は県営の埼玉県環境整備センター（埼玉県大里郡寄居町）や民間施設（群馬県吾妻郡草津町）の最終処分場に埋め立てられています。

焼却灰や集じん灰の一部については、民間事業者に委託しセメントや人工砂の原料としてリサイクルし、最終処分量の減量化に努めています。

最終処分をする廃棄物の種類については、焼却炉から発生する焼却残渣である焼却灰と集じん灰、粗大ごみ破碎処理施設及び有価物回収施設から発生する不燃残渣である粗大・不燃残渣の3種類であり、これらの処分施設及び最終処分量は下表のとおりとなっています。

○最終処分をする廃棄物の種類と処分施設

種類		処分施設
灰	焼却灰	埼玉県環境整備センター（埼玉県寄居町） 民間事業者（埼玉県寄居町）
	集じん灰	民間事業者（群馬県吾妻郡草津町等）
不燃残渣	粗大・不燃残渣	埼玉県環境整備センター（埼玉県寄居町） 民間事業者（群馬県吾妻郡草津町）

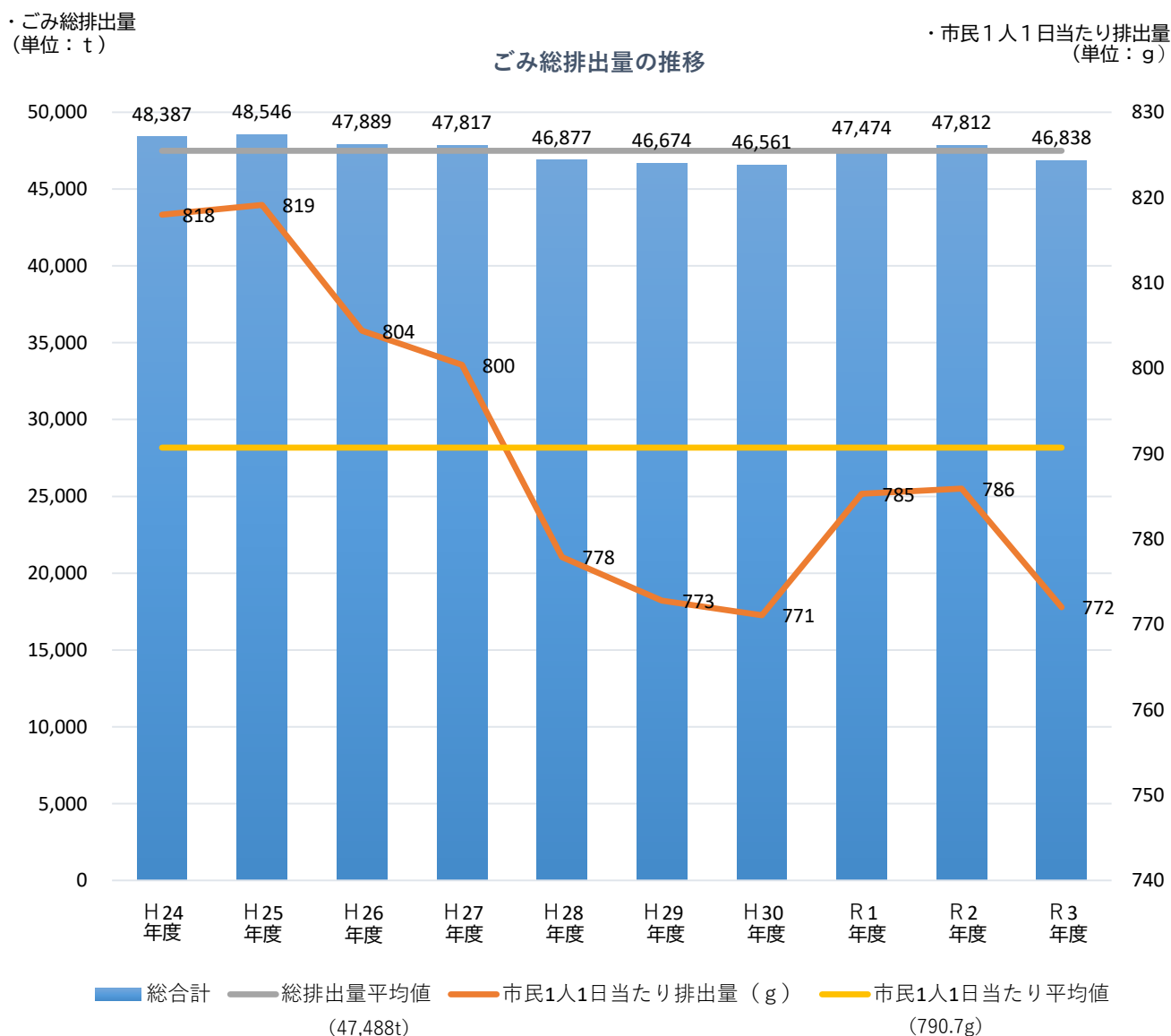
※ 廃棄物の処分施設は、令和3年度の状況です。

第2章 ごみ・リサイクル資源の排出量・処分量等の推移

【1】 ごみ排出量の推移

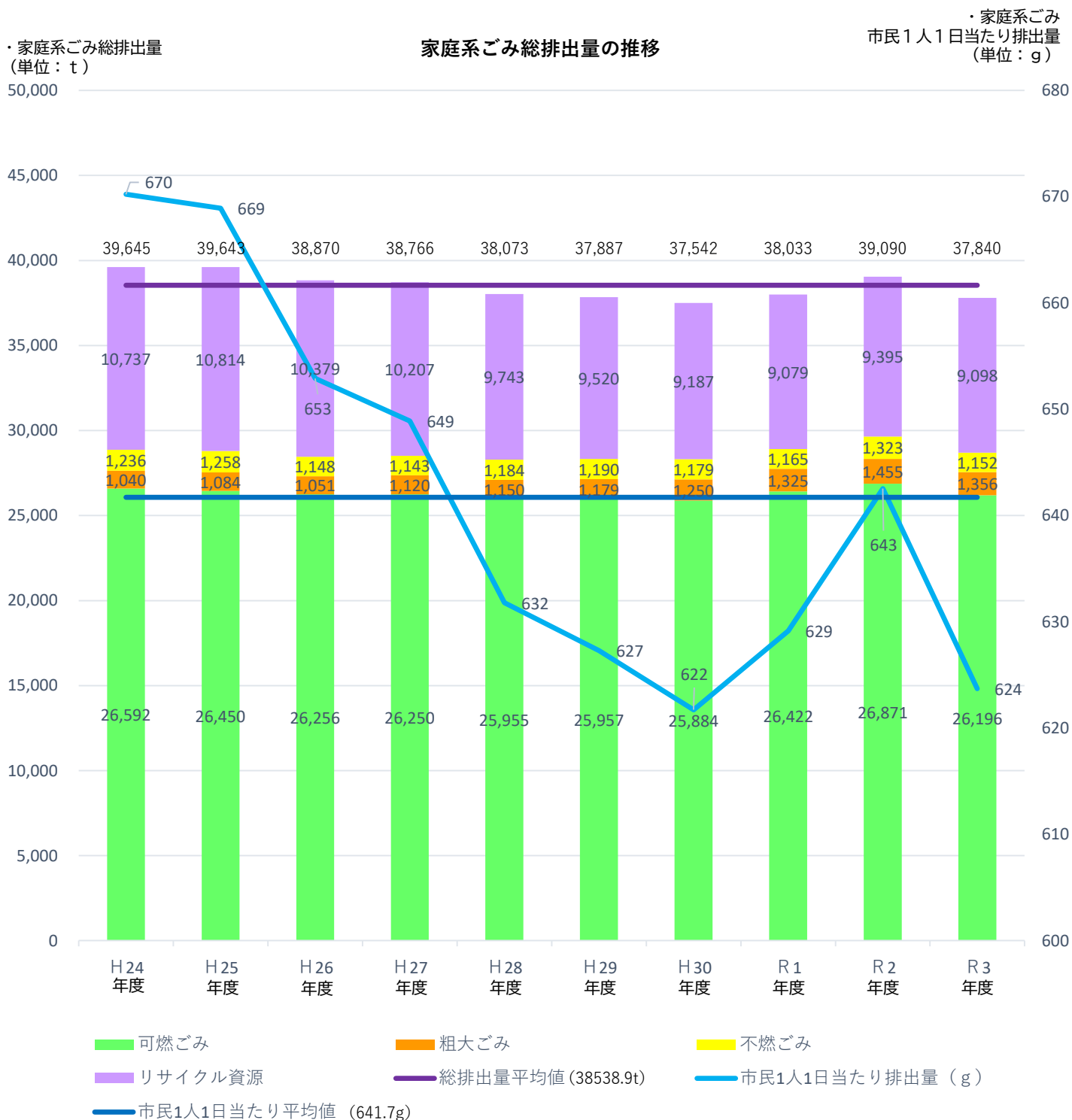
1 ごみ総排出量の推移

令和3年度のごみ総排出量は46,838トンで、市民1人1日当たりのごみ排出量が772グラムです。過去10年間の平均値はそれぞれ47,488トン、790.7グラムで、近年は排出量が減少傾向にあります。



2 家庭系ごみ排出量の推移

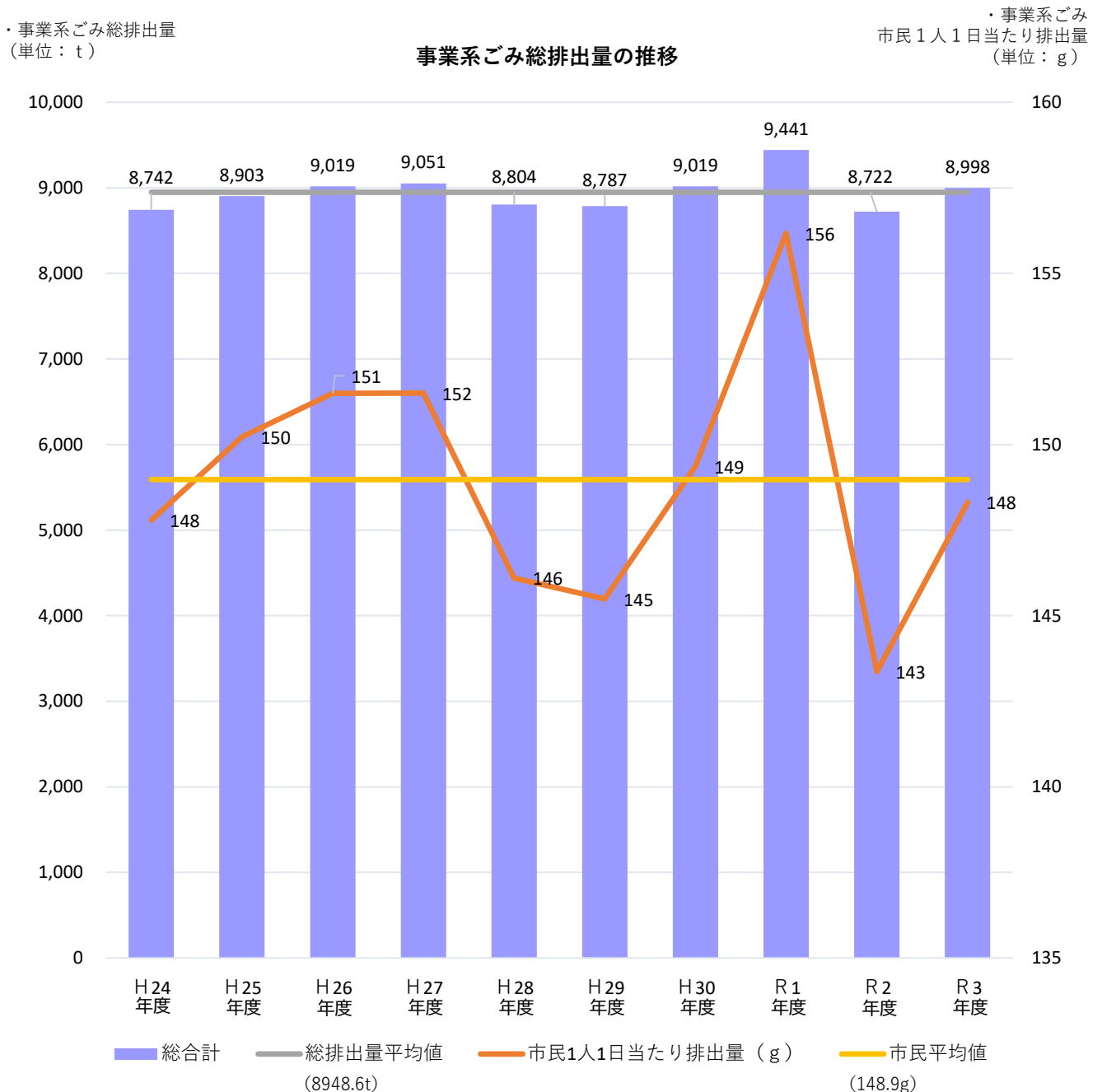
令和3年度の家庭系ごみ総排出量は37,840トンで、市民1人1日当たりのごみ排出量が624グラムです。過去10年間の平均値はそれぞれ38,538.9トン、641.7グラムで、近年排出量が減少傾向にあります。



※家庭系ごみでは、上記以外に廃乾電池等がありますが、排出量が微量のため標記していません。

3 事業系ごみ排出量の推移

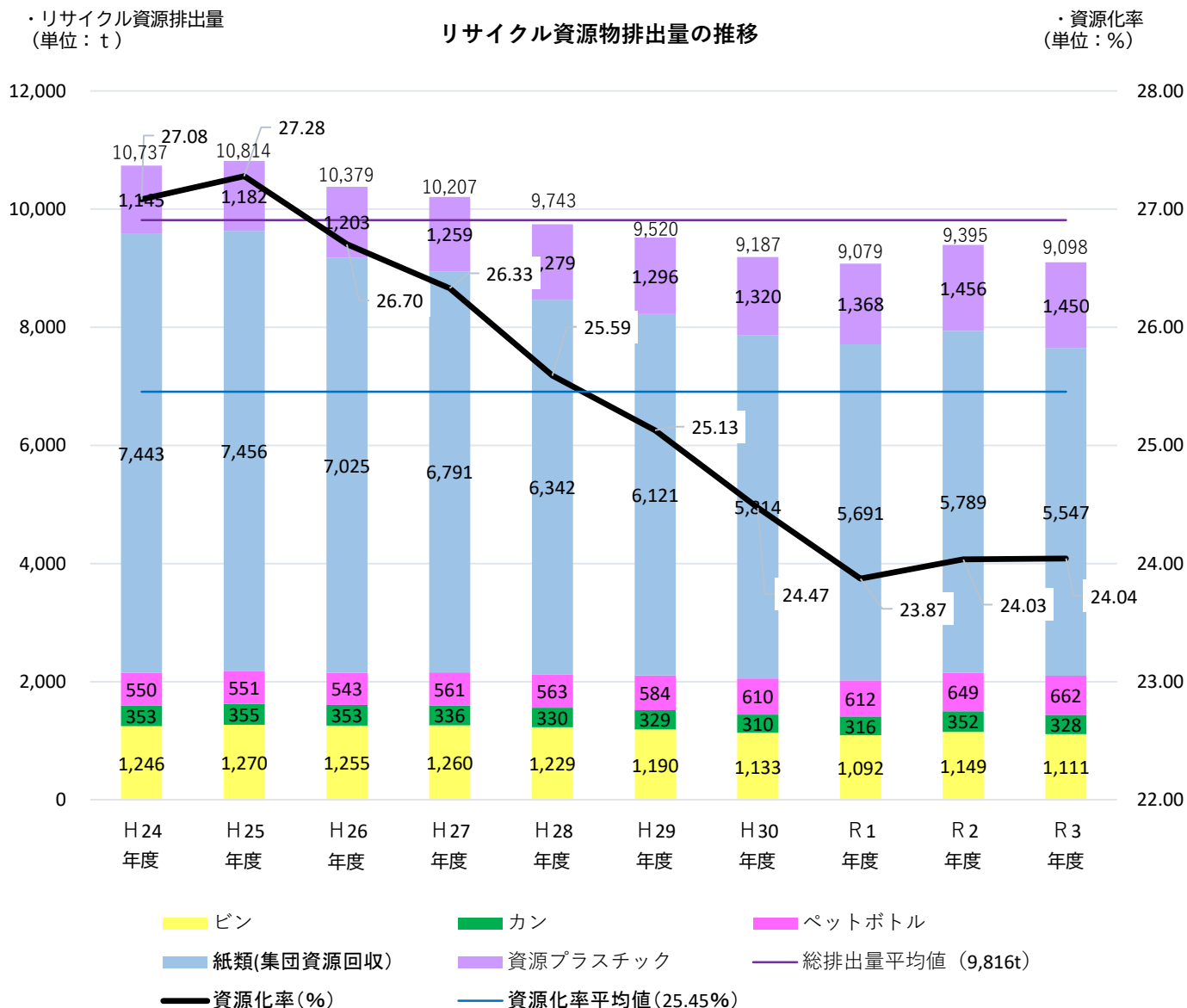
令和3年度の事業系ごみ排出量は8,998トンで、市民1人1日当たりのごみ排出量が148グラムです。過去10年間の排出量の平均値は、それぞれ8,948.6トン、148.9グラムであり、ほぼ横ばいで推移しています。



4 リサイクル資源排出量の推移

令和3年度のリサイクル資源の総排出量は9,098トンです。過去10年間の排出量の平均値は9,816トンであり、回収量は減少傾向にあります。特に新聞・雑誌等の紙類の減少が大きく、10年で2,000トンほど減少しています。

また、資源化率（リサイクル資源物排出量をごみ総排出量で割ったもの）は令和3年度と（24.04%）と平成24年度（27.08%）を比較すると、約3ポイント減少しています。



5 焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移

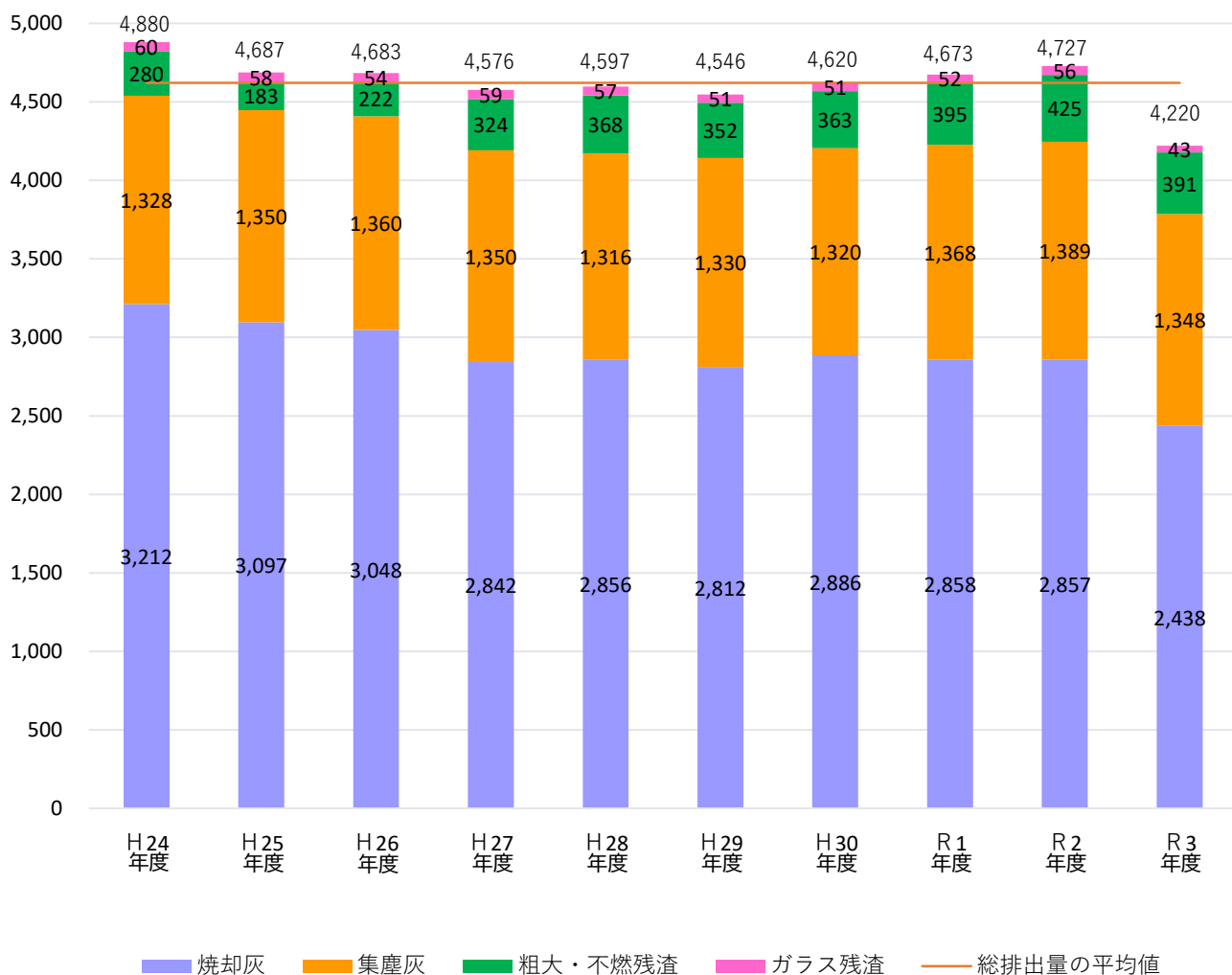
令和3年度の焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量は4,220トンです。
過去10年間の平均値は4,621トンであり、近年排出量が減少傾向にあります。
これら焼却灰等の排出量は、ごみ総排出量に比例しています。

※ 焼却灰等の排出量は、構成3市（富士見市・志木市・新座市）の合計です。

※ 令和3年度は富士見環境センターの焼却炉の改修工事により、可燃ごみの一部を他市にて焼却したため、排出量が減少しています。

・焼却灰等排出量
(単位：t)

焼却灰・不燃残渣の排出量の推移



【2】 ごみ処理経費の状況

令和3年度のし尿処理費を除くごみ処理経費は、ごみ処理収集運搬経費とごみ処理を共同で行っている志木地区衛生組合への負担金の合計で約16億円となり、ごみ処理人口から見ると、1人当たり年間約9,800円の経費が掛かっています。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	
ごみ総排出量 (t)	46,674	46,561	47,474	47,812	46,838	
ごみ処理経費 (千円)	1,248,150	1,288,033	1,349,270	1,383,810	1,633,643	
収集運搬量	可燃ごみ (千円)	192,020	192,061	196,128	199,150	205,684
	不燃ごみ (千円)	56,533	56,739	57,472	58,915	58,005
	リサイクル資源 (千円)	217,135	216,428	219,913	223,351	211,426
	粗大ごみ (千円)	44,349	44,843	63,623	67,217	66,765
	動物死体 (千円)	1,938	1,831	1,585	2,037	1,879
志木地区衛生組合負担金 (千円)	736,175	776,131	810,549	833,140	1,089,884	
1人当たり年間ごみ処理原価 (円)	7,575	7,783	8,160	8,350	9,829	
1kg当たり処理原価 (円)	27	28	28	29	35	
人口	164,767	165,486	165,342	165,727	166,208	

※志木地区衛生組合負担金は、改修工事のため増額されています。

【3】 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成は、乾物基準では紙・布類の割合が最も多く、次いでビニール・合成樹脂・ゴム類、厨芥類、木・竹・ワラ類、不燃物類の順となっています。

また、湿物基準では、水分・可燃分の変動幅が40%～50%、灰分は5%程度です。

○可燃ごみの性状分析の調査結果

○乾物基準

(単位：%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
紙・布類	54.41	51.43	53.58	54.43	51.85	49.89	52.44	50.26	49.02	52.73
ビニール・合成樹脂・ゴム類	23.50	22.32	19.45	20.59	20.59	22.49	22.11	22.08	24.47	19.75
木・竹・ワラ類	6.08	7.91	6.23	9.05	11.12	10.74	8.28	13.93	6.10	5.46
厨芥類	11.32	11.77	16.10	10.94	11.83	12.82	12.66	9.90	16.39	13.84
不燃物類	1.41	2.51	1.19	1.93	1.67	1.03	1.44	1.16	1.10	3.22
その他	3.28	4.06	3.45	3.06	2.94	3.03	3.07	2.67	2.92	5.00
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

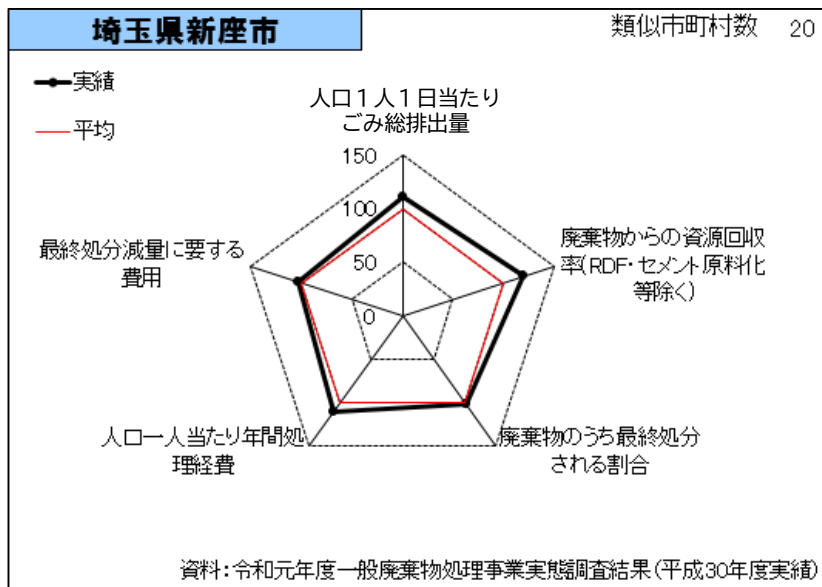
○湿物基準

水分	49.82	47.93	48.20	50.44	47.22	50.41	47.09	47.42	48.57	43.32
灰分	6.87	6.75	6.68	6.13	6.05	5.17	5.65	5.27	4.70	7.37
可燃分	43.31	45.32	45.12	43.43	46.73	44.42	47.26	47.31	46.73	49.31
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

【4】 類似団体との比較

環境省が提供する「市町村一般破棄物処理システム評価支援ツール」を用い、県内の都市形態や人口が類似する新座市を含めた自治体20団体と下記の5項目について比較を行った結果、全項目とも平均を上回る結果となりました。

- ・人口1人1日当たりごみ総排出量
- ・最終処分減量に要する費用
- ・廃棄物からの資源回収率
- ・人口一人当たり年間処理経費
- ・廃棄物のうち最終処分される割合



市町村名	人口	人口一人一日当 たりごみ総排出 量	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	人	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均値	119,595	0.831	0.234	0.040	11,372	36,914
埼玉県新座市	166,220	0.777	0.262	0.037	10,186	33,899
埼玉県行田市	80,341	1.021	0.096	0.014	9,134	20,663
埼玉県飯能市	79,246	0.840	0.221	0.000	11,139	35,836
埼玉県加須市	112,852	1.010	0.384	0.032	13,806	37,256
埼玉県東松山市	90,407	0.958	0.185	0.083	10,489	31,606
埼玉県狭山市	150,049	0.816	0.283	0.008	11,957	36,227
埼玉県鴻巣市	118,042	0.833	0.173	0.002	11,292	35,687
埼玉県上尾市	229,265	0.763	0.175	0.085	12,125	43,893
埼玉県蕨市	75,704	0.789	0.243	0.082	10,886	37,009
埼玉県戸田市	140,756	0.904	0.164	0.048	8,772	25,413
埼玉県入間市	147,312	0.863	0.231	0.061	10,814	32,808
埼玉県朝霞市	143,063	0.749	0.327	0.027	9,313	33,180
埼玉県志木市	76,454	0.759	0.301	0.035	10,868	36,806
埼玉県和光市	84,248	0.776	0.247	0.045	12,191	43,616
埼玉県桶川市	75,234	0.733	0.272	0.062	16,771	62,370
埼玉県久喜市	152,704	0.841	0.260	0.012	13,483	43,500
埼玉県富士見市	112,127	0.728	0.265	0.037	9,687	34,187
埼玉県三郷市	142,837	0.929	0.173	0.083	8,617	24,504
埼玉県坂戸市	100,487	0.774	0.207	0.026	12,068	39,579
埼玉県ふじみ野市	114,558	0.760	0.219	0.016	13,851	50,231

※人口一人当たり年間処理経費は、収集運搬費のほか人件費等の諸経費が含まれているため、【2】ごみ処理経費の状況と値が異なります。

第3章 ごみ排出量の将来予測及び今後の課題

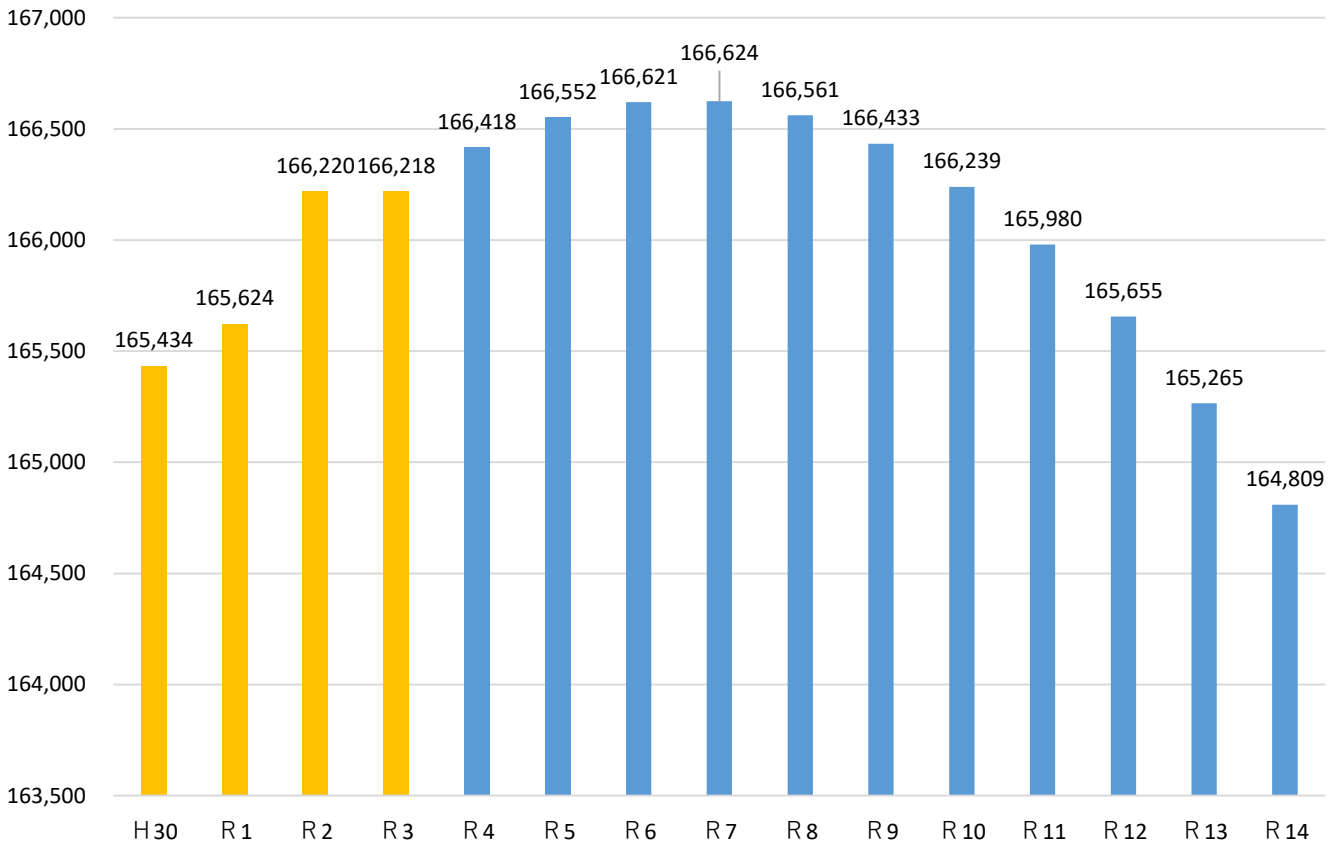
【1】 将来のごみ処理人口

将来のごみ処理人口の予測は、過去10年間の人口動態から回帰分析を行い算出しました。

本市の人口は令和7年に約167,000人でピークを向え、令和14年に約165,000人と緩やかに減少しています。

・ごみ処理人口
(単位：人)

○将来のごみ処理人口推計の推移



※1 平成30年から令和3年までのごみ処理人口は各年10月1日現在の人口実績値

【2】 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測は、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来にわたって継続する前提と、過去10年間の処理実績値を基に行いました。

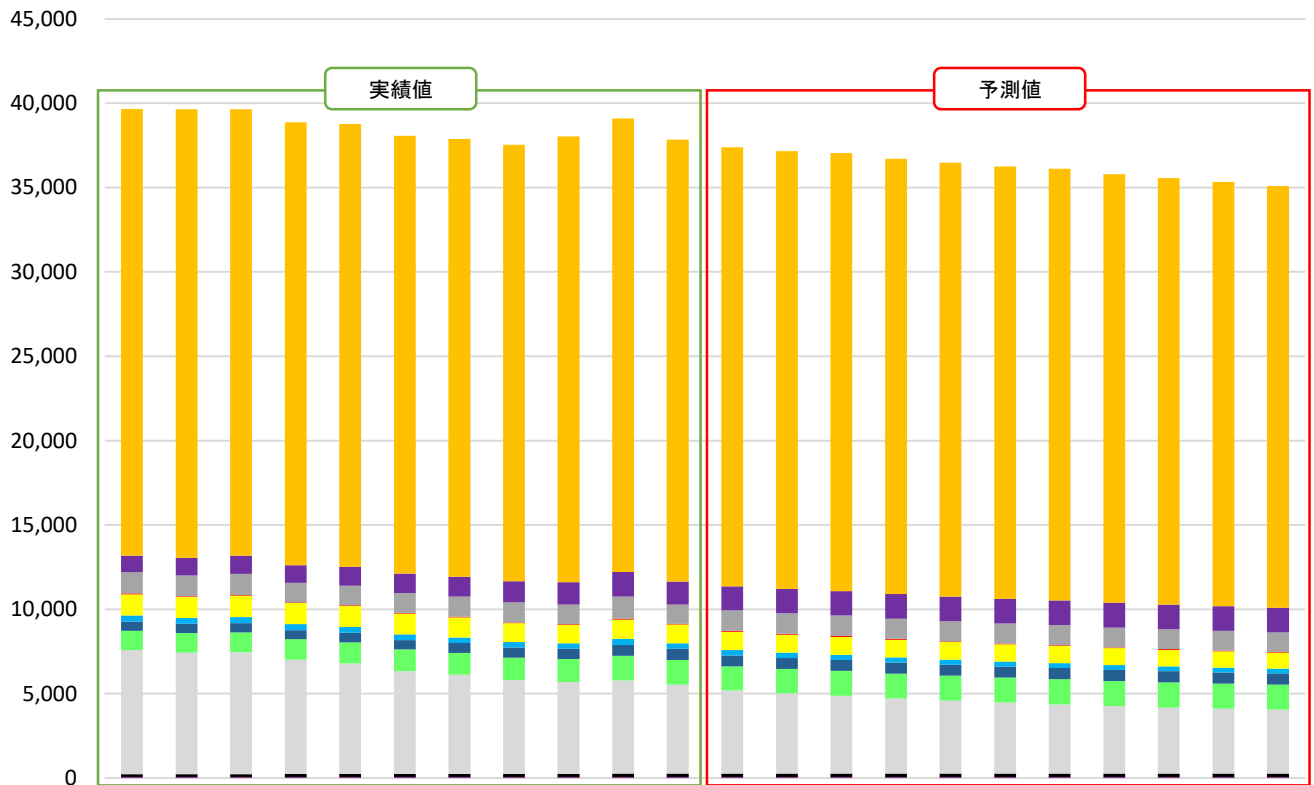
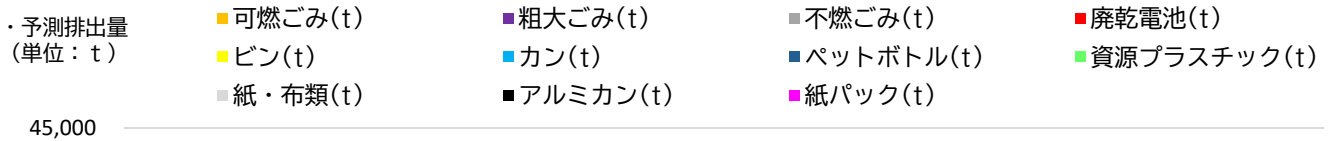
1 家庭系ごみ・リサイクル資源排出量の予測

家庭系ごみ・リサイクル資源排出量の予測は、人口により影響を受けると考えられるため、過去10年分の排出量から市民1人1日当たりの排出量を算出し、将来人口を乗じて算出しました。

排出量は毎年度3月末時点の実績を用いて将来予測値を算出しました。

予測値については以下のとおりです。

家庭系ごみ・リサイクル資源の予測



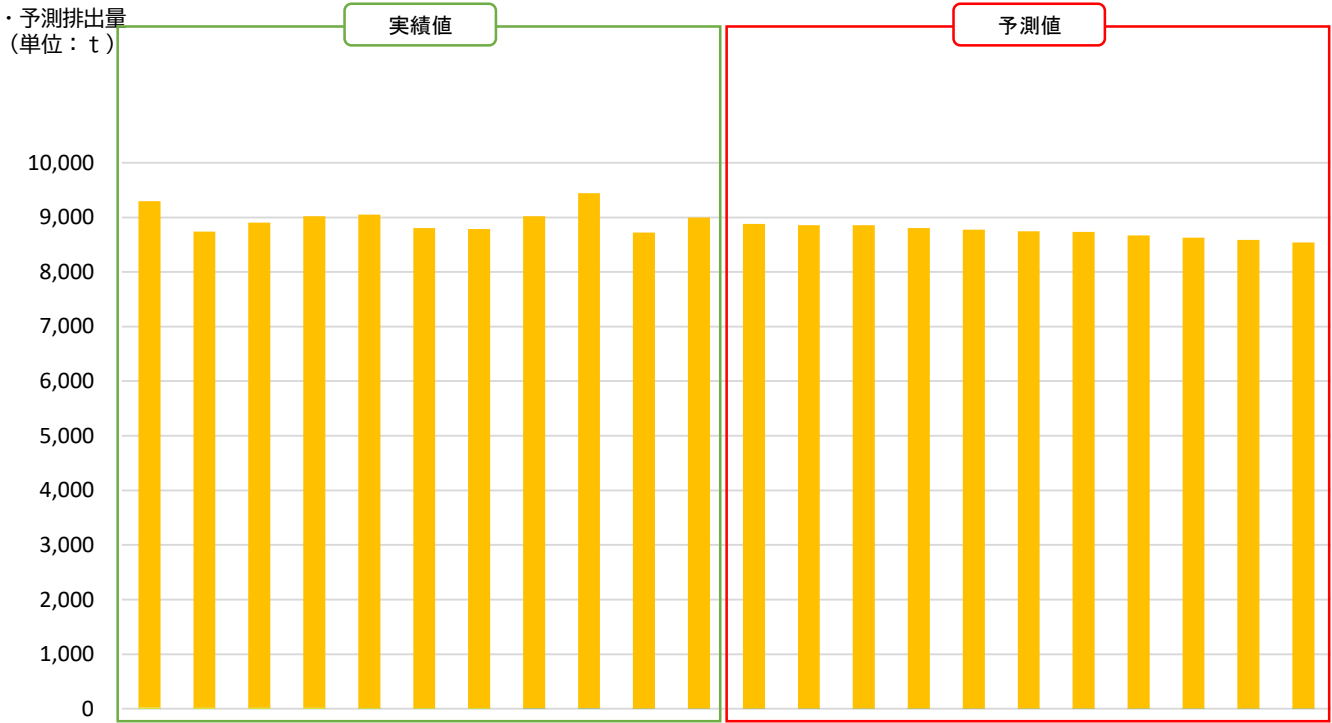
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
可燃ごみ(t)	26,482	26,592	26,450	26,256	26,250	25,955	25,957	25,884	26,422	26,871	26,196	26,028	25,962	25,959	25,807	25,717	25,621	25,586	25,404	25,284	25,156	25,009
粗大ごみ(t)	985	1,040	1,084	1,051	1,120	1,150	1,179	1,250	1,325	1,455	1,356	1,424	1,437	1,450	1,454	1,458	1,462	1,467	1,463	1,463	1,460	1,457
不燃ごみ(t)	A 1,259	1,236	1,258	1,148	1,143	1,184	1,190	1,179	1,165	1,323	1,152	1,217	1,213	1,213	1,205	1,199	1,194	1,190	1,180	1,172	1,164	1,154
廃乾電池(t)	B 42	40	37	36	46	41	41	42	42	46	38	45	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
ビン(t)	C 1,266	1,246	1,270	1,255	1,260	1,229	1,190	1,133	1,092	1,149	1,111	1,095	1,079	1,067	1,049	1,034	1,020	1,008	991	976	963	948
カン(t)	D 361	353	355	353	336	330	329	310	316	352	328	314	310	307	303	300	296	293	289	285	282	278
ペットボトル(t)	E 541	550	551	543	561	563	584	610	612	649	662	639	644	650	652	655	657	661	660	660	660	660
資源プラスチック(t)	F 1,136	1,145	1,182	1,203	1,259	1,279	1,296	1,320	1,368	1,456	1,450	1,438	1,452	1,467	1,472	1,480	1,485	1,494	1,492	1,493	1,493	1,491
紙・布類(t)	G 7,370	7,221	7,223	6,785	6,547	6,098	5,877	5,568	5,444	5,528	5,286	4,932	4,761	4,616	4,457	4,323	4,202	4,105	3,998	3,915	3,845	3,786
アルミカン(t)	H 186	189	198	204	207	206	207	207	208	222	223	220	221	223	224	224	225	226	227	227	227	227
紙パック(t)	I 35	33	35	36	37	38	37	39	39	39	38	40	40	41	41	41	41	41	41	41	42	41
合計(t)	J 10,895	10,737	10,814	10,379	10,207	9,743	9,520	9,187	9,079	9,395	9,098	8,678	8,508	8,371	8,198	8,057	7,927	7,828	7,698	7,598	7,511	7,431
総計(t)	K 39,663	39,645	39,643	38,870	38,766	38,073	37,887	37,542	38,033	39,090	37,840	37,391	37,165	37,039	36,708	36,477	36,250	36,117	35,791	35,563	35,337	35,097
市民1人1日当たり排出量(g)	L 675	670	669	653	649	632	627	622	629	643	624	616	611	607	604	600	597	594	591	588	586	584

2 事業系ごみ・リサイクル資源の予測

事業系ごみ・リサイクル資源についても、家庭系ごみ・リサイクル資源と同様に、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来も継続するという前提と、過去10年間の処理実績値を基に、可燃ごみ・不燃ごみ・ビン・カン・ペットボトルの5種類に分けて、予測を行いました。

事業系ごみ・リサイクル資源の予測

■可燃ごみ ■不燃ごみ ■ビン ■カン ■ペットボトル

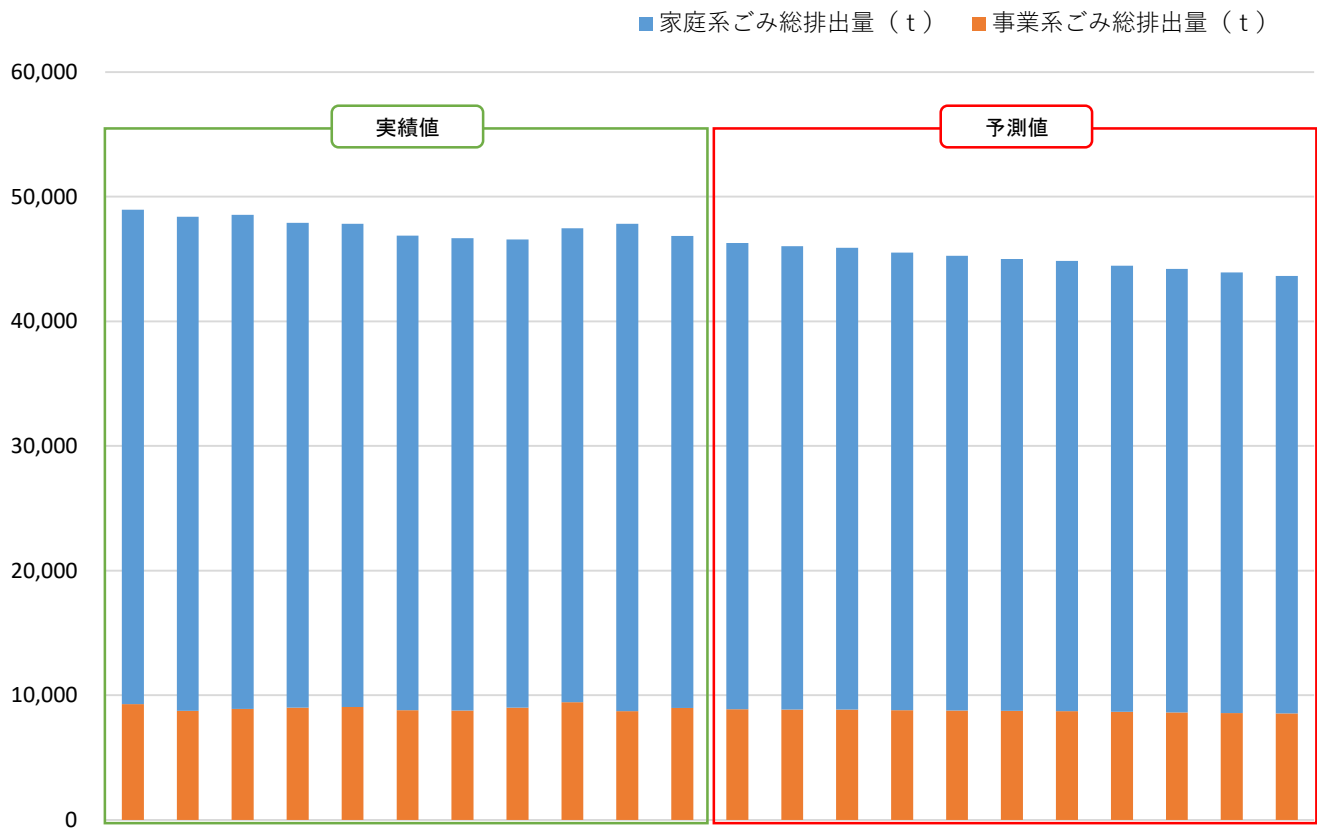


年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
可燃ごみ (t)	9,273	8,721	8,884	9,001	9,036	8,789	8,774	9,008	9,430	8,712	8,991	8,871	8,850	8,850	8,800	8,770	8,738	8,727	8,666	8,626	8,583	8,534
不燃ごみ (t)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ビン (t)	19	18	16	15	12	12	10	8	8	7	4	6	5	5	4	4	4	4	3	3	2	2
カン (t)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ペットボトル (t)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
総計 (t)	9,297	8,742	8,903	9,019	9,051	8,804	8,787	9,019	9,441	8,722	8,998	8,880	8,858	8,858	8,806	8,777	8,744	8,733	8,671	8,631	8,587	8,538
市民1人1日当たり排出量 (g)	158	148	150	151	152	146	145	149	156	143	148	146	146	145	145	144	144	144	143	143	142	142

3 ごみ・リサイクル資源の予測総排出量

前述の家庭系及び事業系のごみ・リサイクル資源の予測総排出量をは以下のとおりです。

ごみ・リサイクル資源の予測総排出量



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
家庭系ごみ総排出量 (t)	39,663	39,645	39,643	38,870	38,766	38,073	37,887	37,542	38,033	39,090	37,840	37,391	37,165	37,039	36,708	36,477	36,250	36,117	35,791	35,563	35,337	35,097
事業系ごみ総排出量 (t)	9,297	8,742	8,903	9,019	9,051	8,804	8,787	9,019	9,441	8,722	8,998	8,880	8,858	8,858	8,806	8,777	8,744	8,733	8,671	8,631	8,587	8,538
総合計(t)	48,960	48,387	48,546	47,889	47,817	46,877	46,674	46,561	47,474	47,812	46,838	46,271	46,023	45,896	45,515	45,254	44,994	44,850	44,462	44,194	43,924	43,636

【3】ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理、リサイクルの現状等を分析した結果、課題として次のことが挙げられます。

1 ごみの減量化・リサイクルの推進

令和2年度の可燃ごみの性状分析の調査結果によると、可燃ごみに混入する資源物の割合は、紙・布類が52.73%、ビニール・合成樹脂・ゴム類が19.75%でした。

このことから、本来、リサイクル資源として排出すべき資源物が可燃ごみの大半を占めていることが分かります。

そのため、ごみとして排出する段階で適正に分別し、リサイクルに努めることが必要です。

2 生ごみの水切りの徹底

可燃ごみの性状分析の調査結果によると、依然として水分が40%~50%ほど含まれている状況です。

生ごみの水切りを徹底することで、ごみの減量化及び焼却効率の向上等が期待できることから、今後も市民に対し水切りの徹底を呼び掛けていくことが必要です。

3 資源プラスチック・ペットボトル類の排出削減

資源プラスチック及びペットボトルの回収量が、令和3年度と平成24年度を比較すると、資源プラスチックは約27%、ペットボトルは20%増加しており、今後も更に増加傾向にあります。

昨今、海洋へのマイクロプラスチックの問題が出てきており、プラスチック類の排出量を減少させることが必要です。

4 粗大ごみ類の排出削減

粗大ごみの排出量が、令和3年度（1,356トン）と平成24年度（1,040トン）を比較すると、30%と著しく増加しています。

また、近年の生活様式の変化に伴い、今後も増加傾向にあると考えられます。

これらの粗大ごみを削減するに当たり、積極的にリユースを行うよう呼び掛けることが必要です。

5 集団資源回収事業の維持

集団資源回収事業は、家庭の日常生活から排出される新聞・雑誌等の紙類や布類アルミ缶等、資源としていかせるものを、町内会や子ども会、PTA等地域の団体で回収し、リサイクルを進める活動です。

昨今のIT化やペーパーレス化等の影響で、これら紙類の回収量は年々減少傾向にあり、令和3年度（5,547トン）と平成24年度（7,443トン）を比較すると約25%減少し、事業としての存続が危がまれています。

そのため、今後もこの事業を推進していくために、可燃ごみに混入されている紙類の分別の徹底、また、回収事業者への支援が必要です。

6 事業系ごみの削減

事業系ごみの排出量は、過去10年間ほぼ横ばいの状況が続いています。

事業系の可燃ごみは、本市の廃棄物総排出量のうち約19%を占めており、削減することでとても大きな効果があります。

そのため、今後の事業系ごみの排出については、事業者が責任を持って自ら処理することを徹底し、ごみ減量意識の啓発を図ることが必要です。

7 市民・事業者・市による協力体制の確立

市民・事業者・市が協働し、ごみの減量化、再資源化に取り組むため、ライフスタイルや事業活動を見直し、それぞれの役割を認識することにより4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の実践に努めることが必要です。

8 新たな収集体制の整備

過去10年の人口の推移からも、高齢化社会の進展及び世帯人数の減少が顕著に表れています。また、昨今のライフスタイルの多様化に対応するため、高齢者や障がいのある人に対する収集など、新たな収集体制を検討していくことが必要です。

9 安全な運搬体制の整備

昨今のライフスタイルの変化に伴いごみの種類が多様化しており、廃棄物収集の際にバッテリーの混入などによる発火事故が起きています。

そのため、ごみの多様化に対処し、中間処理、再資源化処理の内容にも対応した収集・運搬体制の整備を図ることが必要です。

10 中間処理施設の維持

本市で収集されたごみは、志木地区衛生組合で中間処理を行っていますが、稼働開始後40年以上が経過していることから、計画的な施設整備が求められています。

今後、志木地区衛生組合と連携し、更なる減量化・再資源化を図ることにより、焼却処理を減らし、焼却炉等の施設の負担軽減をしていくことが必要です。

1.1 最終処分場の確保

最終処分場を持たない本市では、埋立処理を埼玉県外にまで委託しているのが現状であり、安定した最終処分場の確保は困難です。現在の委託先の埋立残存量にも限りがあることから、引き続きごみの減量化・再資源化を図るとともに、焼却以外の新たな処理方法についても、国・埼玉県等の動向を注視していく必要があります。

1.2 ごみ処理経費の抑制

人口増加に伴うごみ集積所の増加や老朽化した中間処理施設の維持に伴い、ごみ処理経費は今後増加することが予測されます。そのため、現行のごみ処理体制を見直すなど、コスト面を重視した事業の効率化を図っていく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

【1】 基本理念

将来のごみ排出量を減量し、持続型社会の実現していくためには、市民・事業者・市が一体となり、家庭生活や事業活動等あらゆる場面において、“4R”「ごみになるものを持ち込まない（断る＝Refuse、リフューズ）」「ごみにしない（発生抑制＝Reduce、リデュース）、繰り返し使う（再使用＝Reuse リユース）、ごみを再生利用する（再生利用＝Recycle、リサイクル）」を推進するための創意工夫を重ね、努力していく必要があります。そこで、この計画の基本理念を次のとおりとします。

市民・事業者・市が協働し、ごみの少ない持続可能なまちを目指します

【2】 基本方針

過去10年間の排出状況は、市民・事業者等のリサイクルに対する意識が向上した結果、ごみ排出量は、人口が増加している中で減少傾向が見受けられる状況です。

しかしながら、今後は温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンゼロシティ宣言を行っていることから、更なる循環型社会の構築を目指していかなければなりません。

そこで、基本理念の達成に向けて、次の3つの基本方針を定めます。

1： ごみの排出抑制や分別の徹底による減量化の推進

2： 家庭系・事業系ごみの更なる再資源化の推進

3： 市民・事業者・市の連携と協働の拡大

【3】ごみ減量化目標

1 国・埼玉県の計画目標

国及び埼玉県では、一般廃棄物の減量化目標について、現段階では次のように策定しています。

(1) 第4次循環型社会形成推進基本計画

2025年度を目標に、循環型社会形成の中長期的なイメージを形成しており、その進展度を測る指標の一つとして、一般廃棄物の減量化取組目標が設定されています。

ア 「1人1日当たりのごみ排出量（※1）」を、約850グラムとします。

※1 生活系（家庭系）ごみ、事業系ごみ、資源ごみ、集団資源回収等排出される全てのごみを指します。

イ 「1人1日当たり家庭から排出するごみの量（※2）」を、約440グラムとします。

※2 資源ごみ、集団資源回収等を除いた値を指します。

ウ 事業系ごみの「総量（※3）」について、約1,100万トンとします。

※3 事業系ごみは、事業所数の変動が大きいことや、事業所規模によってごみの排出量に差があることなどから、事業所単位ではなく事業系ごみの総量で考えます。

(2) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）

令和7年度を目標年度とした一般廃棄物の目標値が設定されています。

ア 「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」を、平成30年度比で約16%減とします。

イ 「事業系ごみ排出量」を、451千トンに削減します。

ウ 「1人1日当たりの最終処分量」を、平成30年度比で18%減とします。

2 本市の計画目標

前述の国及び埼玉県の前年度削減目標をもとに、本市の計画目標を次のとおり定めます。

(1) 「市民1人1日当たりのごみ排出量（総計）」を、令和3年度比で約6%減とします。

(2) 「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を、令和3年度比で約7%減とします。

(3) 「事業系ごみ排出量」を、令和3年度比で約5%減とします。

●国及び埼玉県の計画との比較

○ 「1人1日当たりのごみ排出量」

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
国			850g
新座市	令和3年度比で約6%削減	772g	725g

○ 「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
国			440g
埼玉県	平成30年度比で16%削減		440g
新座市	令和3年度比で約7%削減	474g	440g

○ 事業系ごみ総排出量

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
国			1,100万t
埼玉県	平成30年度比で16%削減		451千t
新座市	令和3年度比で5%削減	8,998t	8,538t

【4】 ごみ減量化・再資源化の推進計画

今後新たな目標を達成していくためには、さらなるごみの減量化及び再資源化を推進する必要があります。

そのため、本計画ではこれまでの施策に加え、次の表のとおり「ごみ減量化・再資源化の推進計画」を策定し、施策を進めてまいります。

ごみ減量化・再資源化の推進計画	1 家庭系ごみ	(1) 市民へのごみ減量化・再資源化の意識啓発	
		(2) 生ごみ減量化・再資源化の推進	① 生ごみの水切り徹底の意識啓発
			② 生ごみの堆肥化の推進
			③ 食品ロスの削減
		(3) 可燃ごみの再資源化の推進	① 紙・布類の排出抑制
			② プラスチック類の排出抑制
			③ 廃食用油の再資源化の推進
		(4) 有害ごみの再資源化の推進	① 可燃ごみへの混入防止と再資源化の推進
	② 小型充電式電池及びボタン電池の資源化の推進		
	(5) 不燃ごみの再資源化と再利用の推進		
	(6) 粗大ごみの再資源化と再利用の推進		
	(7) 容器包装廃棄物の再資源化の促進	① 分別収集の促進	
		② 販売店回収の促進	
	(8) 家庭系ごみ有料化の検討		
	2 事業系ごみ	(1) 事業者へのごみ減量化・再資源化の意識啓発	
(2) 生ごみ減量化・再資源化の促進			
(3) 紙・布類の排出抑制			
(4) 容器包装廃棄物の減量化・再資源化の促進			
(5) 適正な排出の徹底及び減量化対策の研究			

1 家庭系ごみ

(1) 市民へのごみ減量化・再資源化の意識啓発

ごみの減量化・再資源化の推進を考える上では、市民1人1人が日常生活を営む中で「ごみにしない・繰り返し使う・ごみは資源である」ことを意識しながら生活していくことが最も大切です。

そこで、広報にいざや市ホームページを活用し、市のごみの現状やごみの減量化・再資源化の取組など、定期的に情報を発信していくことで、市民への意識啓発に努めていきます。

(2) 生ごみ減量化・堆肥化の推進

本市で排出されるごみの約70%は可燃ごみです。可燃ごみについては、生ごみの減量化・堆肥化を推進することで、更なるごみの減量化・再資源化を図ることができます。

そこで、生ごみの減量化・堆肥化を推進するため、市民・事業者・市の具体的な取組を推進します。

① 生ごみの水切り徹底の意識啓発

生ごみの約70%は水分です。この水分が多く含まれると、生ごみの重量が重くなるため、焼却の効率が悪くなります。さらに、悪臭や腐敗の原因にもつながります。

そこで、市では、生ごみの水分を減らす取組として、広報にいざや市ホームページによる生ごみの水切りの徹底の呼び掛けを行っています。

今後も、この取組を継続するとともに、更なる啓発活動を行います。

② 生ごみの堆肥化の推進

家庭から排出される生ごみの堆肥化については、生ごみ処理容器の購入に対する補助金交付制度を検討するとともに、処理容器を用いない生ごみの堆肥化についての取組や生産した堆肥の利用方法について調査・研究を進めます。

③ 食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。全国の令和2年度の食品ロスは約522万トンと推計されています。

食品ロスの削減は、生ごみの減量化を図る上で重要な課題です。

そのため、市では、フードドライブなどの食品ロス削減のための取組を進めます。

1 家庭系ごみ

(3) 可燃ごみの再資源化の推進

可燃ごみの中には、再資源化が可能な紙・布類及び厨芥類（生ごみ）及びプラスチック類が多く含まれています。これらを再資源化することにより、可燃ごみの減量化を図ることができます。

① 紙・布類の排出抑制

令和3年度末現在、町内会やPTA等を始めとする138団体が集団資源回収事業に登録しており、紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）及び布類のリサイクルを行っています。

しかしながら、可燃ごみの性状分析の調査結果によると、可燃ごみには資源物となる紙・布類が約52%含まれています（令和2年度実績）。そのため、広報等を通じて更なる分別の徹底と適正な排出を啓発していくことが必要です。

② プラスチック類の排出抑制

プラスチック類については、プラスチック製容器包装類とそれ以外のプラスチック類の両方を「資源プラスチック」として分別収集し、再資源化を進めています。

しかしながら、可燃ごみの性状分析の調査結果によると、資源物となるビニール・合成樹脂・ゴム類が約20%含まれています（令和2年度実績）。そのため、広報等を通じて資源プラスチックとしての更なる分別の徹底と適正な排出を啓発していくことが必要です。

③ 廃食用油の再資源化の推進

家庭から出る廃食用油については、河川の水質汚濁の防止と資源の有効活用を図るために、公民館等の公共施設で拠点回収を行い、回収した廃食用油は肥料・飼料の原料として利用されています。

今後も、この取組について広報等を通じて積極的に周知を図ることが必要です。

(4) 有害ごみ等の再資源化の推進

① 可燃ごみへの混入防止と再資源化の推進

可燃ごみへの混入防止と水銀・金属等の資源の回収を目的に、蛍光灯や水銀体温計は有害ごみとして分別し、また、乾電池及び使い捨てライターは専用収集容器によって分別収集をしています。

しかしながら、最終処分場の焼却灰の中に金属等が混入していることから、更に分別の徹底を啓発していくことが必要です。

1 家庭系ごみ

② 小型充電式電池及びボタン電池の資源化の推進

ニッケル、カドニウム等の貴重な資源の回収を目的に、小型充電式電池については販売店等での引取り及び市内の公共施設での拠点回収の利用を啓発します。

ボタン電池については、販売店等での引取りを啓発します。

(5) 不燃ごみの再資源化と再利用の推進

不燃ごみは、有害ごみである使い捨てライターと共に破碎処理する過程において金属資源を回収しています。

また、使用済みインクカートリッジは、公共施設等で拠点回収を開始しています。

(6) 粗大ごみの再資源化と再利用の推進

粗大ごみは、志木地区衛生組合に搬入後、破碎処理する過程において資源となる金属類を回収しています。

さらに、富士見環境センター内のリサイクルプラザ利彩館において、再利用できる家具等を修理し、市民向けに販売を行っています。そのため、販売の仕組み等を含めた施設を周知するとともに、再利用品の活用を啓発します。

家具等の粗大ごみについては、再利用を推進するため、粗大ごみのリユースの取組（中古品流通業者との提携、市のリサイクルショップ開設等）について、国や埼玉県の動向を注視していくとともに、先進市の事例を通じて調査・研究を進めます。

1 家庭系ごみ

(7) 容器包装廃棄物の再資源化の推進

容器包装リサイクル法により、容器包装の再商品化が義務付けられ、令和2年7月から、スーパー等でレジ袋の有料化等が行われています。

このことにより包装材の削減に取り組む事業者が増えていますが、容器包装ごみの再資源化を高めるためには、分別収集を推進するとともに、市民・事業者・市が一体となって環境意識を向上させ取り組むことが必要です。

① 分別収集の促進

本市では、既にプラスチック製容器包装類をリサイクル資源（資源プラスチック）として分別収集及び再資源化を行っていますが、依然として可燃ごみへの混入があることから、更なる分別排出に向けて、広報にいざ・市ホームページ等を活用しながら啓発していくことが必要です。

② 販売店回収の促進

販売店では、ビール瓶や牛乳瓶、リターナブル容器、食品トレイ、紙パックなどを回収し資源として活用する取組を行っています。このような取組を更に推進していく必要があることから、市民には広報にいざや市ホームページ等で販売店回収について周知を図ります。

(8) 家庭系ごみ有料化の検討

ごみの減量化と適正排出の施策の一つとして、家庭ごみの有料化は、ごみの発生・排出抑制に効果的であるといわれています。しかしながら、費用負担等の問題で市民との合意形成が重要であることから、今後の排出量の動向を注視しつつ、その必要性和効果及び戸別収集の可能性を含めた収集・運搬体制の在り方等の課題を検討します。

2 事業系ごみ

(1) 事業者へのごみ減量化・再資源化の意識啓発

事業系ごみは、排出抑制の意識向上やリサイクル資源の適正な排出、分別の徹底、食品リサイクルの推進等を通じ、より一層の減量化・再資源化を図ることが必要です。

そのため、減量化や再資源化の取組について、リーフレットや市ホームページ等を通じて意識啓発に努めます。

特に、ごみ排出量が月量4トンを超える「多量排出事業者」に対しては、廃棄物管理責任者を選出し、減量化・再資源化計画書の提出を求めることで、ごみ減量化・再資源化の意識啓発を図ります。

(2) 生ごみ減量化・再資源化の促進

事業者から排出される可燃ごみにも多くの生ごみ（食品残渣）が含まれています。

本市の一部の事業者が、一般廃棄物処理業許可業者を通じて、食品残渣を堆肥化等を行っている登録再生利用事業者処理を委託するなどの食品リサイクルに取り組んでいます。

今後も食品リサイクルの更なる充実を図るため、食品リサイクル法適用事業者も含め、処理事業者・回収事業者・市が協力することにより推進していきます。特に、ごみ排出量が月量4トンを超える「多量排出事業者」に対し、食品リサイクル法の周知や登録再生利用事業者の紹介等を行い、事業系可燃ごみの減量化及び再資源化の啓発を図ります。

(3) 紙・布類の排出抑制

紙・布類については、可燃ごみとして排出するのではなく、資源としてリサイクルすることで、減量化・再資源化が可能です。そのため、市内事業者に対し、紙・布類のリサイクル促進についての啓発を進めます。

(4) 容器包装廃棄物の減量化・再資源化の促進

容器包装リサイクル法により、事業者は容器包装の再商品化が義務付けられました。さらに、年間50トン以上包装材を使う企業は、削減努力や国への報告を求められます。今後も減量化・再資源化に対し国や埼玉県の動向を注視し、事業者に対し情報提供や啓発を行います。

(5) 適正な排出の徹底及び減量化対策の研究

事業系ごみについては、廃棄物処理法の規定により、事業者の責任において処理することが義務付けられています。

しかしながら、家庭ごみと共にごみ集積所に排出している事例も見受けられることから、事業者に対し、事業系ごみの適正な排出について周知を行います。

【5】 市民・事業者・市の協力体制に関する目標

家庭生活や事業活動等あらゆる場面において、「ごみにしない、繰り返し使う、ごみは資源である」ことを意識し、ごみの減量化、循環型社会への方向転換を、市民・事業者・市が一体となり効率的に進めていくために、それぞれの行動と役割の目標を次のとおり定めます。

市民・事業者・市の行動と役割の目標

市民

(1) 4Rの取組の推進

- ① Refuse:ごみになるものを断る
- ② Reduce:ごみの発生を抑制する
- ③ Reuse:再利用を考える
- ④ Recycle:資源を正しく分別し、再資源化を推進する

(2) 食品ロス削減の推進

- ① 生ごみ減量の推進
- ② フードドライブへの参加

事業者

- (1) 生産、流通、販売段階での改善
- (2) 店頭、販売店回収の促進
- (3) 食品廃棄物の排出抑制

市

- (1) 市民・事業者への働きかけ
- (2) 廃棄物減量化・再資源化に関する情報の提供
- (3) 廃棄物減量化・再資源化事業の支援

1 市民の行動

～市民のごみ発生抑制につながるライフスタイルへの転換～

(1) 4 Rの取組の推進

市民は、持続化社会への返還のため、ごみ減量への取組として4 Rの取組を行います。

① Refuse:ごみになるものを断る

○ 過剰包装の抑制

市民は、「物」を購入する際に、過剰な包装を断ることや、マイバッグを持参することで包装紙等のごみを減らすように努めます。

また、市民は、消費者の立場から、過剰な包装を実施している事業者に対して簡易包装への転換を要望します。

② Reduce:ごみの発生を抑制する

○ 無駄な物は買わない

市民は、「物」を購入する際には、その商品・製品が不用となったときのことを考え、再資源化が可能かどうかを判断し、適正な数量を購入するようにします。

また、地域や市の再資源化に関する情報や取組を把握するように努めます。

○ 生ごみの水切りの徹底

家庭から排出される生ごみのうち、約70%は水分です。そのため、市民は、生ごみを捨てる際には水切りネットを使用するなどして、生ごみに含まれる水分を十分に減量してからごみに出します。

③ Reuse:再利用を考える

○ フリーマーケット等への積極的な参加

市民は、「物」を消費し排出する際に、まだ十分に再使用が可能な粗大ごみや衣類等については、フリーマーケットやバザー等の不用品交換の場を積極的に利用することにより、再利用を図ります。

○ 故障品・破損品の修理

市民は、「物」が故障し、又は破損した場合、まず、修理できるかどうかを考え、できるだけ修理し再度使用します。

1 市民の行動

～市民のごみ発生抑制につながるライフスタイルへの転換～

④ Recycle：資源を正しく分別し、再資源化を推進する

○ 分別排出の徹底

市民は、「物」を消費し、排出する際に、市が行っている分別回収に協力して排出します。特に、容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法による分別排出を徹底します。

○ 環境やリサイクルに配慮した商品・製品の購入

市民は、生産者等事業者が行う環境に配慮した商品・製品の開発や自主的な取組等に関心を向け、それらの状況を把握します。

そして、「物」を購入する際に、環境やリサイクルに配慮した商品や製品を購入することにより再資源化を図ります。

また、市民がリサイクルを推進することにより、事業者の環境問題、ごみ問題への取組を促進し、より環境やリサイクルに配慮した商品・製品の開発を促すことにつながります。

○ 店頭及び販売店回収の積極的な利用

市民は、「物」を消費し、排出する際に、トレイ、紙パック、リターナブル瓶及び小型充電式電池等の店頭回収を実施している事業者に積極的に協力することにより、ごみの再資源化を図ります。

(2) 食品ロス削減の推進

市民は、食品ロスの削減のため以下の取組を行います。

① 生ごみ減量の推進

市民は、家庭から出る生ごみを減らすため、日頃から“3ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）を心掛けた生活を送ることで、食材の廃棄をできるだけ少なくします。

② フードドライブへの参加

市民は、家庭で余っている食品について、地域のフードバンクへ寄附するフードドライブ等を活用することで、できる限りごみとして廃棄するものを減らします。

2 事業者の行動

～事業者のごみ発生抑制につながる事業スタイルへの転換～

(1) 生産、流通、販売段階での改善

○ 生産段階での改善

事業者は、「物」を生産する段階で、原材料の選択や生産工程を工夫し、ごみの減量化やリサイクルに考慮した製品を作るよう努めます。

○ 流通段階での改善

事業者は、「物」を流通させるときには、ごみの減量化と再資源化が可能な材質を用いるとともに、簡易な梱包や包装を心掛けるようにします。

○ 販売段階での改善

事業者は、「物」を販売する段階において、過剰な包装を自粛するとともに、消費者が包装の可否を選択できる販売システムを検討し、マイバッグの持参を積極的に呼び掛けます。

また、リサイクルを推進するために、再生品を積極的にPRするとともに、その販売体制の確立に努めます。

(2) 店頭、販売店回収の促進

事業者は、身近な資源回収の場として、紙パックやトレイ、リターナブル容器、小型充電式電池、ボタン電池の店頭、販売店回収を積極的に実施し、回収品目や回収量の拡大に努めるとともに、消費者に対しては啓発を行い、協力を求めます。

(3) 食品廃棄物の排出抑制

事業者は、食品小売業においては売れ残りを減らすなど販売方法を工夫し、外食産業においては食べ残しの削減を図るなど、食品が廃棄物とならないように努めます。

また、一般廃棄物処理業許可業者を通じて、食品残渣を堆肥化等を行う事業者に処理を委託するなどして、食品リサイクルを図ります。

3 市の行動

～啓発・支援などのごみ発生抑制策の促進～

(1) 市民・事業者への働き掛け

○ 市民への働き掛け

市は、市民自らが排出したごみの処理状況やごみ処理に係る経費を理解し、ごみ問題に関心を持ち、エコライフへの転換ができるように、ごみ・リサイクル資源の分別・収集日程表、ごみ減量化・再資源化に関するリーフレット等の配布を行います。

また、ごみ減量化・再資源化に関する情報について、広報にいざや市ホームページ等へ定期的に掲載します。

○ 事業者への働き掛け

市は、ごみ減量化に関する情報の提供や適正な排出についての指導を行うとともに、多量排出事業者に対しては「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任、「減量化・再資源化計画書」の作成・提出などを求め、より一層の減量化・再資源化を図ります。

(2) 廃棄物減量化・再資源化に係る情報の提供

○ 環境・ごみ教育の促進

市は、小学生・中学生及び各種市民団体を対象に、ごみ問題への関心と理解を深めてもらうため、ごみの組成や処理方法、埋立状況等のごみ処理についての出前講座等を行います。

○ フリーマーケットやバザー等のリサイクル情報の提供

市は、市民・事業者が行うフリーマーケットやバザー等の情報を広く公開し、再利用の協力を求めます。

○ グリーン購入法商品の推進

市は、製品やサービスを購入する際に、その必要性を考えるとともに、再生紙を使ったものやエコマークが付いているなどの環境への負荷ができるだけ少ない商品（グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適合した商品）の調達を推進します。また、環境物品等に関する適切な情報提供を啓発します。

3 市の行動

～市の啓発・支援などのごみ発生抑制策の促進～

(3) 廃棄物減量化・再資源化事業の支援

○ 生ごみの減量化・堆肥化の推進

家庭系生ごみの減量化については、水切りの徹底の周知とともに、市民の生ごみ処理容器の購入に対する補助金交付制度を実施し、堆肥の利用方法の調査状況や利用先等を市民に周知していきます。

事業系生ごみの減量化については、食品リサイクル法の周知や食品残渣を堆肥化、肥料化、飼料化等を行っている事業者を紹介し、生ごみの堆肥化によるごみの減量化と資源化を啓発します。

○ 集団資源回収事業活動への支援

市は、市民団体による集団資源回収活動を促進させるために、集団資源回収事業を引き続き実施し、より一層の資源回収量の増加を図ります。

○ 廃食用油回収事業の促進

市は、家庭から排出される廃食用油は、公共施設等で拠点回収を行うとともに、この取組についての周知を引き続き行い、市民への啓発を図ります。

【6】 収集・運搬計画

1 基本方針

ごみの収集・運搬においては、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、効率的な収集体制を確保します。

2 収集・運搬の将来計画

(1) 家庭系ごみの収集体制の見直し

(2) ごみ出し困難者への支援

(3) 家庭系ごみ処理の有料化の検討

(1) 家庭系ごみの収集体制の見直し

市内には、令和3年度現在、約7,000か所のごみ集積所があります。当面は、現行の収集・運搬の形態・体制を維持していきますが、世帯数の増加や高齢化に伴うごみ集積所の分離等により、ごみ集積所が更に増加していくと考えられます。増加に伴う排出量、収集時間等の動向を見ながら、収集車両の増車や戸別収集等について検討します。

(2) ごみ出し困難者への支援

自力でごみを排出することが困難で、身近に協力を経ることができない方に対し、以下の支援制度を実施します。今後においても高齢化が進むことが予想されるため、福祉部門等と連携を図りながら、新たな制度の構築について検討します。

① 運び出し収集の実施

粗大ごみについては、高齢者や障がいのある人等を対象に、「粗大ごみ運び出し収集」を行っています。

② ふれあい収集の実施

令和5年度から、高齢者及び障がい者であり、自力でごみ集積所にごみを出すことができない方に対し、ごみを自宅の敷地内又は玄関先から直接ごみを収集する「ふれあい収集」を実施します。

(3) 家庭系ごみ処理の有料化の検討

家庭系ごみ処理の有料化は、ごみの発生・排出抑制に効果的と言われています。しかしながら、有料化の実施については、市民に新たな負担を求めることになるため、十分な議論が必要となります。

さらに、戸別回収も含め収集・運搬の形態・体制について大幅な変更が生じることが考えられます。そのため、今後の排出量の動向を注視しつつ、家庭系ごみ処理の有料化の必要性和効果及び収集・運搬体制の在り方等の課題を検討していきます。

【7】 中間処理計画

1 基本方針

収集された紙・布類以外のごみの中間処理は、新座市・志木市・富士見市で構成する志木地区衛生組合にて行っており、ごみを適正かつ効率的に処理すること、環境に配慮した施設整備に努めること、そして、可能な限りごみの資源化を図ることをその目的とします。

2 中間処理の将来計画

(1) 可燃ごみのごみ質検査等による適切な運転管理

(2) 生ごみや樹木等剪定材、草木類等の資源化施設整備の検討

(3) 粗大ごみの品目の変化への対応

(1) 可燃ごみの性状分析の調査結果等による適切な運転管理

可燃ごみの性状分析の調査結果によると、本来、リサイクル資源として排出すべき資源物が、可燃ごみに多く含まれています。この混入した紙製容器包装類や資源プラスチックの適正な排出の更なる啓発と指導の実施により、可燃ごみのごみ質の変化と適正な焼却発熱量の維持が期待できます。

また、焼却灰に乾電池等の金属類が混入されているなどの問題もあることから、引き続きごみ質検査等の実施による適切な運転管理を行います。

(2) 生ごみや樹木等せん定材、草木類等の資源化施設整備の検討

生ごみや草木類等の堆肥化及び樹木等せん定材のチップ化・堆肥化については、既に資源化を実施している地域での取組状況やリサイクル技術の動向等の情報を収集し、資源化システムや回収方法の在り方、費用対効果等について調査・研究を行います。

(3) 粗大ごみの品目の変化への対応

家電4品目及びパソコンなどリサイクルが法律により義務付けられた粗大ごみ受入れを行わなくなりました。今後も新たにリサイクルに係る法律が制定され、受入品目の変更が予想されますので、引き続き今後の動向を注視していくことが必要です。

また、富士見環境センター内には、リサイクルプラザ利彩館があり、粗大ごみとして収集・運搬された家具等を修理し販売しています。

近年は、民間のリサイクルショップの増加やフリーマーケット・インターネットオークション等による不用品の再利用する場が多くあります。

本市では、粗大ごみの排出量が増加傾向にあるため、今後はこれら民間の業者等の情報を集め、連携を検討します。

【8】最終処分計画

1 基本方針

本市の埋立対象となる焼却残渣及び不燃残渣は、全て志木地区衛生組合の施設から発生し、当該組合が処理します。

組合構成市の行政区域内に最終処分場を保有していないため、より一層のごみの減量化・資源化の推進に努めるとともに、計画的な最終処分先の確保を図ります。

2 最終処分の将来計画

(1) 最終処分量の削減の検討

(2) 集じん灰等の再資源化の検討

(3) 施設改修・建設時の最終処分量減少の検討

(1) 最終処分量の検討

最終処分量を減らすためには、集団資源回収の更なる推進及び資源プラスチックの適正な排出、生ごみや樹木等選定材の堆肥化により残渣を削減することが必要です。

そのため、分別については積極的に情報を発信し、市民に分別の徹底を働きかけます。

(2) 集じん灰等の再資源化の検討

志木地区衛生組合では、焼却灰及び集じん灰の一部を道路路盤材などへ再資源化する取組を行っています。今後も更に最終処分量の再資源化の取組を実施するとともに、焼却残渣、粗大・不燃残渣の発生抑制に向けて分別排出・適正な排出の徹底を図ることが必要です。

(3) 施設改修・建設時の最終処分量減少の検討

今後、現有施設の老朽化に伴う施設の改修を行う際に、最終処分量の抑制のための灰溶融炉等の処理方式の導入について、志木地区衛生組合や構成市と協議を行ってまいります。

第3編 生活排水処理基本計画

【1】 生活排水に係る理念・目標

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活排水は増加していますが、下水道整備の普及により河川の水質改善は進んでいます。快適な水環境を求めていくためには、今後もより一層の水質改善に努めなければなりません。

また、河川の水質汚濁防止、公共用水質の保全及び生活環境の改善を図るため、公共下水道整備事業と並行し、公共下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽の設置を推進し、市民の生活環境をより良好なものとします。

なお、生活排水処理率は、令和3年度末現在で96.9%となり、市街化区域の区画整理の一部を残しほぼ完了していますが、市街化調整区域については、現在、新座市汚水処理整備計画に基づき整備を進めています。

【2】 生活排水処理施設整備の基本方針

公共下水道認可区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

また、公共下水道事業については、昭和49年度に事業を着手し、事業許可範囲区域については整備を進めてきた結果、市街化区域内の整備はおおむね完了しています。今後、市街化調整区域を含めた事業区域内の計画的な整備を進めていく必要があります。

第2章 生活排水の処理状況

【1】 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、次の表のとおりです。

○生活排水処理の主体

処理主体	対象となる生活排水の種類
新座市公共下水道	し尿及び生活雑排水
朝霞地区一部事務組合 (朝霞市・志木市・和光市・新座市の4市で構成)	し尿及び浄化槽汚泥

【2】 全般的な状況

し尿や家庭から排出される生活雑排水、浄化槽汚泥の処理方法は、次のとおりです。

1 し尿くみ取槽又は単独処理浄化槽による処理

し尿又は単独処理浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業許可業者による収集・運搬後、朝霞地区一部事務組合において処理します。

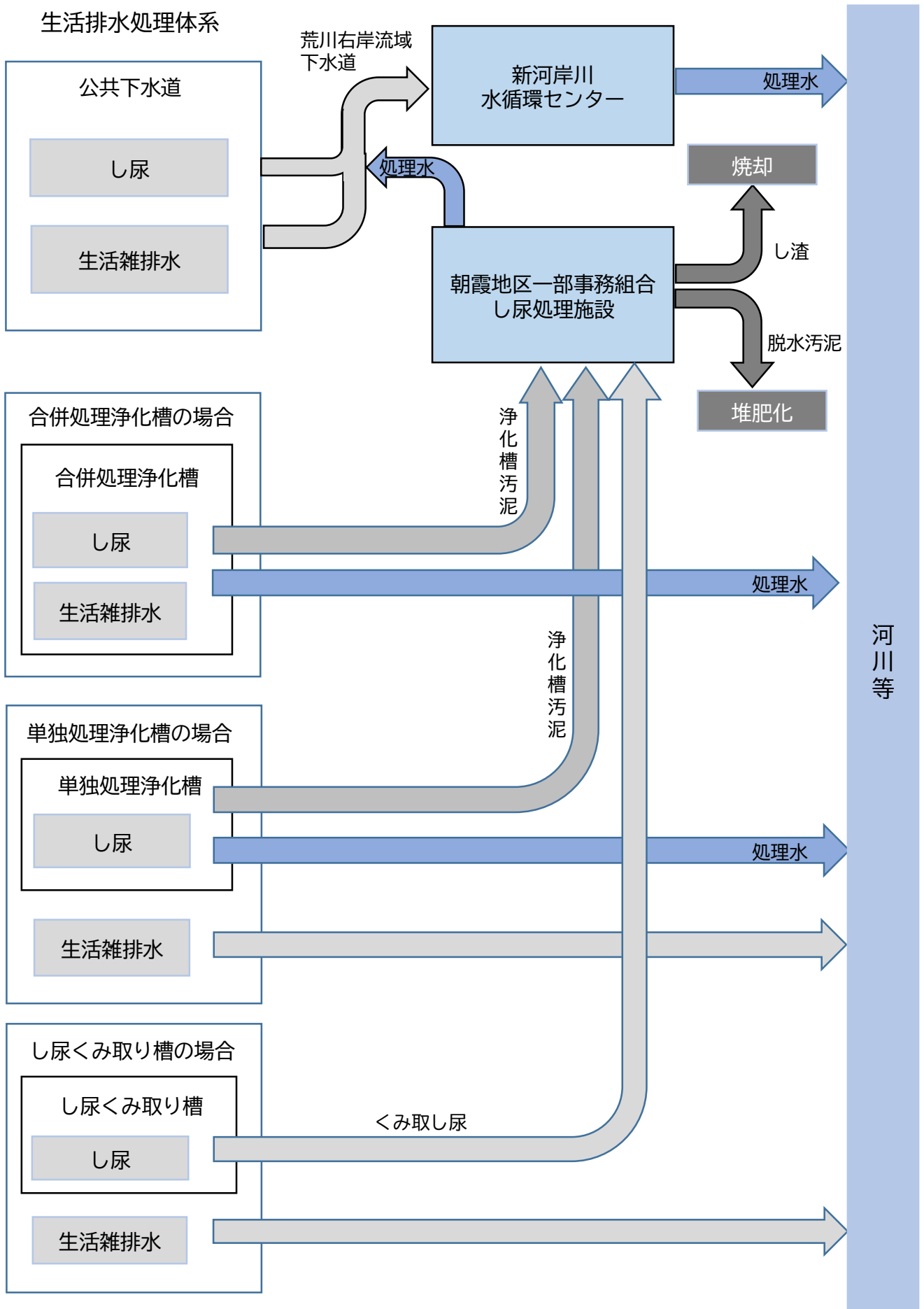
また、生活雑排水は、し尿くみ取槽又は単独処理浄化槽では処理できないため、早期に合併処理浄化槽又は公共下水道への転換が必要です。

2 合併処理浄化槽による処理

し尿及び生活雑排水ともに、合併処理浄化槽での処理後、処理水については、雑排水管等の施設を通じて河川等へ放流され、汚泥については、一般廃棄物処理業許可業者により収集・運搬された後、朝霞地区一部事務組合のし尿処理施設で処理します。

3 公共下水道による処理

し尿及び生活雑排水ともに、公共下水道へ排水された後、埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターにおいて処理され、その後新河岸川に放流されます。



【3】 処理形態別人口

非水洗化人口であるし尿くみ取処理人口については、一般廃棄物収集・運搬許可業者の報告書に基づき算出します。

また、単独処理浄化槽処理人口については、行政人口を基にして、非水洗化人口、合併処理浄化槽処理人口及び公共下水道水洗化人口のそれぞれの数値を使用して算出しています。この結果、本市の生活排水処理形態別人口の推移は、次の表のとおりであり、令和3年度における生活排水処理率は97.0%となっています。

○ 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政人口 (A)	165,489	165,372	165,987	166,247	165,741
水洗化・生活排水処理人口 (B)	156,004	157,269	160,902	161,117	160,735
合併浄化槽	1,899	1,900	1,746	1,811	1,838
公共下水道 (水洗化) (C)	154,105	155,369	159,156	159,306	158,897
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	9,348	7,982	4,979	5,024	4,914
非水洗化人口 (し尿くみ取処理人口)	137	121	106	106	92
処理区域内人口 (D)	158,193	159,457	163,108	163,619	163,088
公共下水道水洗化率C/D×100 (%)	97.4	97.4	97.6	97.4	97.4
生活排水処理率B/A×100 (%)	94.3	95.1	96.9	96.9	97.0

※人口は各年度3月末現在

- ※1 行政人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値
- ※2 処理区域内人口は、公共下水道普及状況の実績値
- ※3 水洗化・生活排水処理人口と公共下水道水洗化率は、水洗化状況の実績値
- ※4 合併処理浄化槽は、生活排水に係る調査の実績値

第3章 生活排水処理基本計画

【1】 生活排水を処理する区域及び人口

1 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、公共下水道の整備事業と並行して合併処理浄化槽の整備を推進していくため、行政区域全体とします。

2 生活排水を処理する人口

行政区域全域が処理区域であるため、行政人口が生活排水を処理する人口となり、「第2編 ごみ処理基本計画」の「第3章 ごみ排出量の将来予測」で推計したごみ処理人口を使用します。

3 将来人口推計の推移

(単位：人)

年 度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人 口	166,418	166,552	166,621	166,624

※ 各年10月1日現在

【2】 施設整備計画

埼玉県では、埼玉県生活排水処理施設整備構想により、令和7年度（目標年度）に生活排水処理人口普及率100%とすることを目指し、生活排水処理施設を計画的に整備していく計画があります。

本市においては、この構想に基づき、公共下水道の事業計画について、埼玉県荒川右岸流域関連公共下水道の認可区域1,584.3ヘクタールの整備を進め、市街化区域内の污水管整備はほぼ完了しました。

また、市街化調整区域においても生活環境等の改善から、令和3年度に12ヘクタールの認可区域の拡大を図り、合わせて1,596.3ヘクタールの整備を進めています。

その他、経年劣化による下水管路の継続的な維持管理と改築修繕を行うべく、新座市污水管路ストックマネジメント計画を策定し、将来的な維持管理コストの縮減と実現性の高い改築更新を目指します。

【3】 生活排水処理率の目標

行政区域内で発生する生活排水については、公共下水道（水洗化）及び合併処理浄化槽により全て処理することを目的としています。

生活排水処理基本計画は、埼玉県生活排水処理施設整備構想が令和7年度に生活排水処理人口普及率の100%の達成を目指すことから、生活排水処理基本計画においても同様に令和7年度の生活排水処理率について、100%の達成を目標とします。

○ 生活排水処理率の目標

年 度	現 行 (令和4年度)	目 標 (令和7年度)
生活排水処理率 (%)	93.9	100

※ 目標値は、埼玉県生活排水処理施設整備構想（計画処理人口普及率の推移）によります。

第4章 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の現状

【1】 し尿くみ取り槽によるくみ取り尿及び浄化槽による汚泥の処理人口・処理量

朝霞地区一部事務組合の構成4市（朝霞市・志木市・和光市・新座市）全体における平成29年度から令和3年度までの5年間のくみ取り尿及び浄化槽の処理人口並びにくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理量は、それぞれ次の表のとおりです。

1 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理人口

(単位：人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
くみ取り尿 処理人口	858	701	694	840	514
浄化槽汚泥 処理人口	20,926	20,401	19,935	15,566	13,934

資料：朝霞地区一部事務組合

2 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理量

(単位：kL)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
くみ取り尿 処理量	2,075	1,906	1,800	1,604	1,571
浄化槽汚泥 処理量	9,812	9,587	8,961	8,517	8,447

資料：朝霞地区一部事務組合

【2】 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

し尿くみ取り槽によるくみ取り尿及び浄化槽による汚泥の1人1日当たりの排出量の算出に当たっては、平成29年度から令和3年度までの構成4市全体の処理量の合計及び処理人口の合計を使用し、算出したものです。

○ 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

(単位：L/人・日)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
くみ取り尿	6.62	7.44	7.10	5.23	8.37
浄化槽汚泥	1.28	1.28	1.23	1.49	1.66

※ 小数点以下2位未満の端数切捨て

【3】 収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画

くみ取り槽によるくみ取り尿及び浄化槽による汚泥の収集・運搬、中間処理、最終処分については、現行どおり朝霞地区一部事務組合において適正に処理します。

なお、し尿処理において発生する残渣処理についても、資源として積極的に堆肥化・再生処理をし、有効に活用します。

生活排水処理は、将来的には公共下水道及び合併処理浄化槽により全てを処理することが目標であることから、市民に対して生活排水対策の必要性や重要性を更に周知するため、広報・啓発活動を実施します。

なお、生活排水対策の広報・啓発に関する基本的考え方は、次のとおりです。

- 1 生活雑排水の排出抑制対策及び適正処理の必要性の啓発
- 2 し尿、生活雑排水への異物混入防止の呼び掛け
- 3 公共下水道への接続が可能な世帯に対する接続指導の実施
- 4 浄化槽の清掃及び定期的な保守点検・定期検査の実施
- 5 水質汚濁の防止及び節水の推進の呼び掛け
- 6 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の必要性の啓発

【あ行】

○朝霞地区一部事務組合

一部事務組合は、地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体と共同処理するための組合をいう。新座市は、朝霞市、志木市、和光市と朝霞地区一部事務組合を組織し、し尿の処理、障がい者支援施設の管理・運営、常備消防等について共同処理している。

○荒川右岸流域下水道

埼玉県の広域下水道で、県の南西部の新河岸川流域を中心とする、首都圏40km圏内の地域が処理する区域。昭和46年に川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町を処理区域として事業着手し、その後、昭和50年には川島町、昭和60年には吉見町を編入し、現在は10市3町を処理区域としている。

○一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。ごみ（一般廃棄物）は、家庭から排出される家庭系ごみ（家庭系一般廃棄物）と、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に分けられる。

○一般廃棄物処理業許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う業者を指す。この業を行うに当たり、区域を管轄する市町村長の許可を受ける必要がある。

○一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法では、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市町村に策定が義務付けられており、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成る計画をいう。

○一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理計画を推進するため、ごみの排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画をいう。

○インクカートリッジ里帰りプロジェクト

プリンターメーカー4社が使用済みインクカートリッジを共同回収し、再資源化を行う取組のことをいう。本市では、このプリンターメーカー4社と協定を締結し、平成23年4月から、公共施設等10か所に回収箱を設置している。

【か行】

○合併処理浄化槽

し尿や生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための浄化槽をいう。公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときその設置が義務付けられている。

○家庭系ごみ

家庭の日常生活に伴って排出される廃棄物をいう。

○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するために制定された法律である。

○環境基本法

「公害対策基本法」と「自然環境保全法」を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方法を示す規定で構成している。廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊等といった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

○拠点回収

集積所や市役所、公民館などを拠点として回収する方式をいう。

○グリーン購入

製品、サービスを購入する際、必要性を十分考慮しできる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。

○減量化

焼却等の処理により発生するごみの容積や重量を減らすことをいう。

○公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの及び流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

○小型家電リサイクル

使用済みの小型家電（ゲーム機、CDプレーヤー等）を集め、希少な金属資源を回収するリサイクル制度をいう。

○小型充電式電池

充電して繰り返し使える電池であり、主にニカド電池・ニッケル電池・リチウムイオン電池がある。デジタルカメラや携帯電話、ノートパソコン等に使用されている。主な材料として、ニッケル・コバルト・カドミウム等希少な資源が含まれている。

○ごみ集積所

ごみ収集車による回収が指定されている家庭ごみを出す場所をいう。

○コンポスト容器

動植物質の有機質物を堆積し、微生物の働きで発酵させ、腐熟させて肥料を作る容器をいう。

【さ行】

○再資源化

不要になったものやごみとして排出されたものを分別等により資源としてリサイクルすることをいう。ごみの破碎や焼却等の処理を経由してリサイクルされるものも含まれる。

○最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分をする場所及びその施設、設備をいう。最終処分場には、安定型（有機物や有機物が付着していない廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずや陶磁器くず等を埋め立てる処分場）、管理型（埋立物による地下水等の汚染を防止するために遮水構造を有している処分場）及び遮断型（埋立基準以上の有害物を含む廃棄物を埋め立てるために、周囲と隔離するため強固なコンクリート構造物で作られ、雨水流水防止のため屋根等の覆いが設けられている処分場）の三つがある。

○在宅医療廃棄物

自宅で使用して排出される注射器、点滴バック等の医療廃棄物のことで、各自治体によって取扱いは様々である。本市では、注射針等鋭利なものや感染性を有する医療廃棄物は危険を回避するため医療機関（薬局）へ返却し、感染性を有さないものは可燃ごみとして排出することとしている。

○埼玉県生活排水処理施設整備構想

埼玉県生活環境保全条例第16条第1項において、「知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。」と定めている。本構想は、この規定に基づき、市町村が廃棄物処理法に基づき策定した生活排水処理に関する計画書等の取りまとめを行い、広域的な計画として埼玉県が策定したものである。

なお、本構想は、県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となるものである。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物のことをいう。

○市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

○市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。宅地造成などの開発は、原則として制限される。

○志木地区衛生組合

富士見市、志木市及び新座市の3市が共同で一般廃棄物の処理を行うために設立した一部事務組合である。富士見環境センターと新座環境センターの2施設を運営しており、ごみ焼却や粗大ごみ破碎、有価物の回収等を行っている。

○事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。

○資源化率（リサイクル率）

ごみの総排出量のうち、資源としてリサイクルされる量の割合をいう。

○資源ごみ

資源ごみとしてリサイクル可能なごみで、紙類、布、カン、ペットボトル、プラスチック類等が挙げられる。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進するための法律である。この法律では、10業種・69品目を指定し、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等が規定されている。

○し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理した後に残る汚泥以外のものをいう。

○集じん灰

ごみの焼却処理によって生じる灰分の一部が燃焼ガス中に飛散し、排ガス処理装置（バグフィルター等の集じん装置）で捕集されたものをいう。

○集団資源回収事業

ごみの減量化及び再資源化を推進するため、家庭の日常生活から排出される新聞・雑誌等の紙類や布類等を、町内会や子ども会、PTA等市に登録した地域の団体がそれぞれ分別して排出し、市の指定協力事業者がこれを回収する事業をいう。

○循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものを循環資源として利用し適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会のことをいう。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法の規定に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が統一的かつ計画的に講じるべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたものである。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会を構築するに当たり、国民・事業者・市町村・政府の役割が規定された法律で、廃棄物処理やリサイクルを総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めている。

○焼却灰

ごみの焼却処理によって生じる灰分や不燃物のことをいう。

- 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）
食品製造工程から出る材料くずや食品残渣などのリサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律である。
 - 新河岸川水循環センター
荒川右岸流域下水道で埼玉県和光市に所在する下水処理施設をいう。
 - 生活雑排水
家庭からの排水のうち、台所や洗濯、浴室等から排出される汚水のことをいう。
 - 剪定材
切断された植木や庭木等の樹木の一部をいう。
- 【た行】
- 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画
令和3年度から令和7年度までを期間とし、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図ることを目的として埼玉県が策定した計画をいう。
 - 第5次新座市総合計画
総合計画とは、市が策定する計画の中で最上位に位置する市政運営の基本的指針となるものをいう。第4次新座市基本構想総合振興計画は、令和5年度から令和14年度までを計画期間とする計画であり、市民と市との連帯と協働による取組を基本として、新しい新座市の実現を目指して策定したものである。
 - 脱水汚泥
し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理した後に残る水分の少ない汚泥。
 - 単独処理浄化槽
し尿だけを処理する浄化槽をいう。生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）は未処理のまま放流されている。平成12年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽は浄化槽の定義から削除された。
 - 中間処理
収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの堆積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することをいう。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。
 - 低炭素社会
二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会をいう。
 - デポジット制度
商品等の販売時に、その価格に一定金額の預り金（デポジット）を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預り金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいう。

○出前講座（新座市快適みらい都市づくり出前講座）

市民の生涯学習意欲に応えるとともに、市政の理解を深め、市民と行政とが一体となって元気の出るまちづくりを推進することを目的として開講している講座をいう。市職員等が講師となり、行政の仕事の説明や職員等が持つ専門知識を提供している。

【な行】

○生ごみ処理機

生ごみから有機肥料を生成する機器のことで、主に温風によって乾燥処理する方式と微生物によって分解処理する方式がある。

○新座市環境基本計画

環境基本法の基本理念により、新座市環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定したものである。現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るため、市民、事業者及び市の3者の連帯と協働により、自然と人と調和した環境にやさしいまちづくりに取り組むことを基本とする計画である。

○新座市環境基本条例

環境の保全、回復及び創出について、基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定められた条例である。

○新座市污水处理整備計画

平成28年度から令和7年度までを計画期間とした、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画をいう。

【は行】

○廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の定義や責務、処理業や処理施設の基準等を定めた法律である。廃棄物の排出を抑制し、適正な処理（分別、収集、運搬、再生、処分等）を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

○廃食用油

天ぷら油等の使用済みの食用油のことをいう。家庭から出るこの油を生活排水に流すと水質汚濁のおそれがあることから、自治体によっては資源として回収し飼料や石けん等の原料にする取組が行われている。

○フードドライブ

家庭で余っている食品を、地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動をさす。

○不燃残渣

ごみの中間処理等で残ったカスで、志木地区衛生組合の焼却処理施設で焼却できないものをいう。

○不法投棄

廃棄物を法律で定める方法に従って適切に取り扱わず、山林などに投棄する行為をいう。

○分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にするとともに、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定したものをいう。

【ま行】

○マイバッグ（エコバッグ）

お店などで買物をする際に、レジ袋をもらわずに自分で持っていく買物袋のことをいう。

【や行】

○容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用の確保を図ることを目的として、平成7年6月に制定された法律である。

○4 R

循環型社会形成推進基本法で定められている循環型社会の形成における基本原則である3 R【リデュース（Reduce）：ごみの発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用】に【リフューズ（Refuse）：ごみになるものを断る】を加えた考え方である。

【ら行】

○リサイクル（再生利用）

廃棄物を原材料として再利用することをいう。効率的な再生利用のためには、同じ材料の物を大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品から成る複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められている。

○リサイクルプラザ利彩館

志木地区衛生組合の富士見環境センター敷地内にあり、プラスチック分別処理施設とリサイクル工房、展示スペース・情報コーナー等を併設した施設である。展示スペースでは、市民から粗大ごみとして回収した家具等を一部修理し、再生家具として構成市の市民等に販売している。

○リターナブル容器

ビール瓶や一升瓶等繰り返し使える容器のことをいう。使用済みの容器を販売店を通じて回収し、飲料メーカー等が洗浄して再び商品として販売している。

○リデュース（発生抑制）

ごみの発生を押さえることで、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中で最優先される。事業者には、製品の設計から販売までに至る全ての段階での取組が、消費者にはライフスタイル全般にわたる取組が求められている。

○リフューズ（断る）

ストローや割り箸など、いずれごみになるものの受取りを断ることをいう。

○リユース（再使用）

一旦使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことをいう。

○レアメタル

非鉄金属のうち、流通量が非常に少ない希少な金属を指す。主に、ニッケル、コバルト、チタン等があり、僅かではあるが携帯電話やインクカートリッジ、小型充電式電池等に含まれている。

